

議事日程第2号

平成25年6月11日（火曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問（1番～7番）

出席議員（11名）

議長 谷口 鈴男	1番 高山 由行	2番 山口 政治
3番 安藤 雅子	5番 柳生 千明	6番 山田 儀雄
7番 加藤 保郎	9番 植松 康祐	10番 大沢 まり子
11番 岡本 隆子	12番 佐谷 時繁	

欠席議員（1名）

8番 伊崎 公介

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊 公夫	副町長 瀨 瀨 久美
教育長 高木 俊朗	総務部長 鍵谷 昌孝
民生部長 田中 康文	建設部長 奥村 悟
企画調整 担当参事 葛西 孝啓	総務課長 寺本 公行
企画課長 山田 徹	まちづくり課長 須田 和男
税務課長 佐久間 英明	住民環境課長 小木曾 昌文
保険長寿課長 加藤 暢彦	福祉課長 若尾 要司
農林課長 田中 宣行	上下水道課長 亀井 孝年
建設課長 伊左次 一郎	会計管理者 田中 秀典
学校教育課長 藤木 伸治	生涯学習課長 水野 嘉博

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 渡辺 謙二	議会事務局 書記 渡辺 一直
--------------	-------------------

開議の宣告

議長（谷口鈴男君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、お願いいたします。

なお、8番 伊崎公介議員におかれましては、体調不良のため、本日から6月14日までの本会議、各委員会協議会を欠席するとの届け出が出ております。よろしくお願いをしたいと思います。

本日の日程の一般質問につきましても、4番目に伊崎議員の一般質問の通告がありますが、本人欠席のため、取りやめといたします。

会議録署名議員の指名

議長（谷口鈴男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番 高山由行君、2番 山口政治君の2名を指名します。

一般質問

議長（谷口鈴男君）

日程第2、一般質問を行います。

町政一般に対する質問の通告がありましたので、受け付け順序に従って発言を許します。

なお、質問・答弁とも簡潔・明瞭にされるようお願いいたします。

11番 岡本隆子さん、一問一答の申し出がありましたので、これを許可いたします。

なお、答弁者 高木教育長になっておりますが、この答弁に必要なために、表示物の提示の申し込みがありましたので、これを許可いたします。

それでは岡本隆子さん、よろしくお願いたします。

11番（岡本隆子君）

おはようございます。

本日、通告をいたしました大きく2点について、お許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

1つ目に、教育についてでございます。

新しく教育長に就任されました高木教育長におかれましては、御嵩町内の学校に長く勤務されたというふうに向っておりますけれども、町の教育については、熱い思いをお持ちのことと思います。まずは、就任されて初めての議会ですので、僭越ではございますが、御嵩町の教育全般についての今後の抱負をお聞かせくださるとありがたいと思います。よろしく願いいたします。

2つ目ですけれども、教育委員会について質問をいたします。

政府の教育再生実行会議は、教育委員会制度の抜本的改革を提言しています。教育委員会については、いじめや体罰の報道とともに、その形骸化が問題視されています。

さて、当町において、教育委員会は月に1度の定例会だけでなく、保護者等との懇談や行事に参加されるなど活発に活動されているとのお話を伺っております。

この「21世紀夢プラン」、これですね。これを拝見いたしますと、その中の学校教育の中で、教育委員会の活性化を図りますということで、事業としては次の3つが上げられています。教育委員会議の充実、教育委員の調査活動等の充実、事務局職員のさらなる資質の向上の3つでございます。高木教育長は、現在の教育委員会制度の中でどのように教育委員会の活性化を図っていかれるのか、そのお考えをお伺いしたいと思います。

3つ目ですけれども、朝日新聞社とベネッセ教育研究開発センターが4年に1度、共同で調査をする小・中学校保護者意識調査の結果がまとまり、それが新聞報道されていまして。それによると、全国の公立小・中学校の保護者6,831人の回答のうち、土曜日に授業をする学校週6日制に80.7%が賛成をしているとのことでありました。その結果に対し、脱ゆとり教育の流れの中、学力をつけてほしいという考えのあらわれではないかと、教育専門家のコメントが載せられていました。文科省では、学校週6日制の検討を始めています。

学力をつけてほしいというのは親の願いであると思うのですが、町の教育センターだより3月号の「あさぎり」の中で、優秀教育論文の紹介がありました。それを読んで、すばらしい授業のあり方だと関心をいたしました。体育科の授業ですけれども、科学的分析によって子供たちにどのような支援を行えば、どのように変容するのかが写真とともに説明してあり、今後はさらに多くの事例を分析し、効果的な指導方法を明確にしていくとの結びでありました。

保護者としては、子供がわからなかったけどわかった、できるようになった、楽しい、おもしろいという経験を重ねてくれることがとてもうれしいと思います。

先生方は、毎日時間に追われる中で、授業の工夫、教材研究など日々努力をされていることと思いますが、一方、私たちが子供のころ、放課後に居残り勉強や、教室で先生と話したり遊んだりするなどという、先生方にとってもゆとりの時間があつたと思うのですが、この資質、

指導力の向上と、ゆとりという点で、先生方の御苦勞も多いのではないかと思います。その点について、教育長としてどのようにお考えでしょうか。

以上、大きく3点について、高木教育長に御答弁をよろしくお願ひいたします。

なお、教育長には、後ほど、また2つ目の問題で質問させていただきますので、まずはこの3点についてよろしくお願ひいたします。

議長（谷口鈴男君）

教育長 高木俊朗君。

教育長（高木俊朗君）

皆様、おはようございます。

教育について3点御質問がございました。

初めに、御嵩町教育全般についての抱負についてお答えいたします。

御嵩町の期待に応える教育の推進を図るため、21世紀御嵩町教育夢プランを策定し、学校教育、家庭教育、社会教育の各分野で点検・評価を行いながら、重点事項の実践に努めています。

この21世紀御嵩町教育夢プランを推進していく上で、私が一番大切にしたいことは笑顔です。笑顔いっぱいの子供たち、笑顔いっぱいの町民の皆さんとなることが教育の基本だと考えているからです。そのためには、「み」「た」「け」の3文字から、「みんなで学ぶ姿」「助け合い思いやる姿」「健康で磨き合う姿」の3点を目指す姿として位置づけ、町民の皆さんが笑顔いっぱいになるように努めていきます。

喫緊の課題として、次の点を重点的に取り組んでいきたいと思ひます。

「みんなで学び合う姿」では、環境モデル都市のまちとして、交通環境学習の継続と発展を目指すとともに、御嵩町環境基本計画の重点エコプロジェクトに取り組んでいきたいと思ひます。また、御嵩町学力向上推進事業として、校内研究の充実と、幼稚園・保育園、小学校、中学校、高等学校の連携・交流を深めていきます。さらに、防災教育のさらなる推進に努めていきます。

2点目の「助け合い思いやる姿」では、御嵩町子供の読書活動推進計画に基づき、学校図書館教育の充実とともに、博学連携の推進として、中山道みたけ館の活用をより活性化いたします。子供も大人も読書に親しみ、心の栄養をたっぷりとるようにします。

「健康で磨き合う姿」では、御嵩町民の歯と口腔の健康づくり推進条例に基づき、学習・生活の基盤をつくる学校歯科保健活動及び、家庭・地域との連携を図った口腔衛生の実践の充実と発展に努めます。また、スポーツ振興に努め、さらに夢いろ体操を健康体操として普及させていきたいと思ひます。

次に、教育委員会の活性化についてお答えいたします。

私は、開かれた教育委員会、そして動き、考え、発信する教育委員会となるよう努めていきたいと思ひます。

21世紀御嵩町教育夢プランに示す重点の中の教育委員会の活性化の事業の3点、1つは教育委員の会議の充実、2点目、教育委員の調査活動等の充実、3点目、事務局職員のさらなる資質の向上については、次のような取り組みを重視していきまひす。

初めに、教育委員の会議の充実についてです。

開かれた教育委員の会議は、開かれた情報の中で確立されるものと考えていきまひす。問題発生時や課題解決のためには、現場へ行き、できる限りの情報を収集し、対応策、改善策を検討し、随時教育委員に情報を発信し、情報の共有化を図りまひす。また、月1回の定例会のときだけでなく、必要に応じて臨機応変に教育委員との懇談を実施していきまひすと思ひていきまひす。

次に、教育委員の調査活動の充実についてです。

教育委員は、常に自己研さんに努め、学校訪問、文教施設の訪問、研究会・交流会の参加、校長会との懇談等々に積極的に参加するようにしまひす。そして、常に笑顔いっぱいの子供たち、笑顔いっぱいの町民の皆さんとなるよう、意識して職務を遂行するようにしまひす。

最後に、事務局職員のさらなる資質の向上についてです。

職員個々の担当する事業の取り組み状況をしっかりと見届け、よさを認め、励ましていきまひすと思ひます。また、一人で抱え込む仕事については、仲間としての声かけを大切にし、相談できる体制をつくりまひす。職員のやる気を引き出す取り組みを多く考え、即実行していきまひすと思ひていきまひす。

皆さんとともに知恵を出し、汗を出して取り組んでいきまひすと思ひますので、御指導、御支援のほどよろしくお願ひいたします。

次に、最後3点目、教職員の資質、指導力の向上についてお答えいたします。

初めに、2012年ベネッセ教育研究開発センターと毎日新聞社が共同で調査した学校教育に対する保護者の意識調査について、正式なデータから振り返っていきまひす。

教科の授業時間については、今と同じくらいがいいと考える保護者は約6割で、2008年に比べて12.8%、大幅に増加していきまひす。授業時間については、問題はないようです。可茂地区では、授業時間の確保のため、夏休みを少し短くしていきまひす。

学校週5日制については、公立学校の完全学校週5日制を支持する保護者は17.9%、隔週学校週5日制支持が57.3%と半数を超え、完全学校週6日制支持は23.4%です。即完全学校週6日制へというものではありません。御嵩町教育委員会としまひしては、土曜日・日曜日は子供を地域で育てるといふ観点から、学校と地域との連携を一層深め、子ども会、スポーツ少年団、地域子ども教室等の充実にか力を入れていきまひすと思ひていきまひす。

岐阜県では、教職員が資質や指導力の向上を図り、元気に児童・生徒と向き合う時間を確保するために、多忙化解消アクションプランに取り組んでいます。先生の実顔が子供の笑顔につながります。楽しい学校をみんなでつくり上げるために、御嵩町では次の3点を重視しています。

1点目は、行事の精選や会議の精選、校務分掌の見直し、協力体制による心の余裕、時間の余裕の創出に努めることでもあります。

2点目は、学力向上推進事業など研究内容の焦点化を図り、教材の共有化、また必要なものの掲示の作成ということに努めるようにいたします。

3点目は、教職員のメンタルヘルスケアの充実、メンターチームの活用などによる温かい人間関係の醸成に努めることです。

これらの取り組みを推進している各学校では、励まし合い、認め合う職場の雰囲気が高まり、ベテラン層が若手の指導に積極的にかかわり、メンターチームとしての機能が向上しています。教職員の多忙感の解消は、児童・生徒に大きく影響してくることを教職員自身が実感しています。教職員の心身の健康によって生まれる余裕は、児童・生徒の笑顔を生み出す充実した学校生活につながり、生徒指導上の問題も確実に減りつつあります。

以上をもちまして、教育についての3点のお答えといたします。

[11番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

御答弁ありがとうございました。

教育長に二、三再質問させていただきます。

まず、開かれた教育委員会となるよう努めるということでしたけれども、開かれた情報の中でこれは確立されるものであるということで、現場へ行き、すぐに教育委員に情報提供することをございますけれども、現状で、この開かれた教育委員会について教育長は、現状はどのようなふうだとお考えなのでしょうか。その上で、開かれた教育委員会となるよう努めるというふうにおっしゃったと思うんですが、現状はどのようなふうにお考えなのか、お聞かせください。

議長（谷口鈴男君）

教育長 高木俊朗君。

教育長（高木俊朗君）

私は、4月に赴任してからでございますので、現在はいろんな情報を随時渡しております、

時々教育長室にも訪れていただいております。現在については、大変開かれた教育委員会、進んでいると思っております。

[11番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

それをさらに今よりも開かれた教育委員会にしていくという意気込みでいらっしゃるというふうに考えてよろしいでしょうか。

それでは、もう1つですけれども、御嵩町では御嵩町民の歯と口腔の健康づくり推進条例が可決されまして、町を挙げての口腔の健康づくりに取り組むわけですけれども、学校のほうで歯ブラシ等の保管についてお聞きいたしますと、コップに入れて、袋に入れて保管してあるということなんです、専門の歯科医の方にお伺いしますと、やはり滅菌消毒できるような保管庫が望ましいというようなことをお聞きいたしますし、実際そういうものをそろえている学校もあるというふうに伺っていますが、こういったものを学校の費用の中で何とかそろえていくというようなお考えはないでしょうか。2点目です。

議長（谷口鈴男君）

教育長 高木俊朗君。

教育長（高木俊朗君）

確かに滅菌の機械で歯ブラシを保管するというのは、いいことだとは思っております。ただ、平成23年9月26日に行われました文部科学省の教科調査官 森先生が見えまして、御嵩小学校の取り組みについて見ていただきましたが、歯ブラシ、コップ、そして鏡と3点セットを自分の袋に入れ、それを自分自身できちっと保管し、土・日には家へ帰ってきちっときれいにしてくるという取り組みについては、褒めていただきました。それで、現在のところは取り組んでいる学校が多いわけですが、今後、そのようなものを入れていただけるということになっていくのなら、また対応していきたいと思っております。

[11番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

11番 岡本隆子さん。

なお、再質問の場合に、当初質問から離れた内容に転化されておりますので、その辺だけ注意されて質問をしていただきたいと思います。

11番（岡本隆子君）

教育長に最後の再質問ですが、学力向上ということで、校内研究の充実を上げられましたが、

今、毎年学力テストをやっておりますね。その学力テストについて、御嵩町としては町内の子供たちの状況を分析して取り組んでいくということですが、教育長としては、その点についてはどのように取り組んでいかれるのかについてお尋ねをいたします。

議長（谷口鈴男君）

教育長 高木俊朗君。

教育長（高木俊朗君）

これについては、ずっといろいろと県の学力状況調査、国のとやっております、全て結果を分析し、子供たちの新たな指導方法について検討しながらやっているところでありますので、それを続けてやっていきたいと。また、町自身、学力向上推進事業について、本当に各校一丸となり取り組んでおりますので、その成果がまたどんどん上がってくると確信しております。

[11番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

ありがとうございました。

それでは、2番目の質問に移らせていただきます。

子宮頸がんワクチン接種のあり方についてでございます。

私が今回この問題を取り上げることになったきっかけは、知り合いの娘さんが子宮頸がんワクチンの副反応ではないかと思われる重篤な症状のため、満足に学校に通うことができない状況にあるからです。子宮頸がん予防接種について調べていくに従って、さまざまな課題があることがわかってまいりましたので、今回、接種のあり方について質問をしたいと思います。

まずは、子宮頸がんとはどういう病気でしょうか。

今、日本における死亡原因の第1位はがんで、3人に1人はがんで亡くなる時代です。2010年度にがんで亡くなった人の数は34万人、このうち子宮頸がんは2,500人で、全体の0.7%ですが、女性だけに限ってみれば、がんで亡くなった13万7,753人の中では1.8%を占めています。最近の傾向では、20代から40代前半の罹患率が上昇しており、その年代のがんの死亡率のトップとなっています。

子宮頸がんは、子宮頸部にウイルスが長期感染して起こるとされています。このウイルスは、ヒトパピローマウイルス（HPV）というごくありふれたウイルスで、200種類ぐらいが確認されていますが、HPVウイルスの中でハイリスク型は約15種類であることがわかっていて、HPVが子宮の頸部、つまり入り口に感染し、引き起こす病気であるとされています。

多くの女性が一生涯のうちに1度は感染しますが、ウイルスの90%は自然になくなるということです。がんに進行するのはごくわずかで、感染してもがんを発症するのはまれだということです。しかも、ウイルス感染しただけでは子宮頸がんにはならないということも確認をされています。検診により早期発見すれば、手術も簡単で、死に至ることはないとの報道も見ておられます。

次に、子宮頸がんワクチンとはどのようなものでしょうか。

子宮頸がんの約半数がHPVが原因であることがわかり、そのウイルス消滅が期待できるワクチンがつけられました。それを一般的に子宮頸がんワクチンと呼んでいます。このワクチンは、15種類のウイルスの中でも特にがんになる確率の高い16型と18型の感染を防ぐもので、感染前に3回接種することが必要とされています。

このウイルスは、性行為によって感染するので、そうした経験をするようになる前ということ、小学6年生から高校1年生までの女子を対象に、多くの自治体で無料で接種が行われています。

このワクチンに対するこれまでの動きをまとめてみました。

2010年春から子宮頸がんワクチンの公費助成を呼びかけるキャンペーンが始まり、異例とも言える早さで公費助成が決まり、これまでに328万人以上が接種を受けています。2013年度からは、法律に基づく、いわゆる予防接種法ですが、定期接種となり、恒久的に公費で接種が受けられる体制となりました。

ところが、ことし3月、ワクチン接種で子供に深刻な副反応が出たと訴える親たちが、ワクチン被害者連絡会を結成することとなりました。子供が直面している健康被害を訴え、先月の5月10日に下村文部科学相に、全国の小・中・高や大学などの被害実態を調査するよう要望いたしました。そして、5月16日にワクチンの安全性を検討する厚生労働省の専門部会で、4月に定期接種化したばかりの子宮頸がんワクチンで、以前から接種後に原因不明の痛みや痙攣など健康被害の報告が多数あることを踏まえ、接種と症状に関連があるかどうかを調査すべきだという意見をまとめました。厚労省は、部会で子宮頸がんワクチン接種後に副作用が生じたとの報告が、2009年12月の販売開始からことし3月までで、合計1,968件に上ったと報告しています。そして、6月7日には、文科省から調査依頼文書が出ておりますが、この件については後ほど教育長にお聞きしたいと思います。

連絡会の親たちがワクチンの副反応と訴える子供の健康被害とは、一体どういうものなのでしょうか。接種の後、頭痛や嘔吐が続き、1カ月後に立てなくなり、その後、少しずつ歩けるようにはなったが、今も運動機能に被害がある。ほかには、目立った症状では全身の痛み、歩行障害、自分の意思に関係なく体が動く、付随運動や計算ができなくなる計算障害などです。

検査では異常が見つからないまま症状が続いたり、一旦症状がおさまってもまたぶり返すケースがあるようです。

御嵩町においても、子宮頸がんワクチン接種直後から強い頭痛を訴えている方がおられます。平成23年、15歳のとき1回目を接種し、高校入学後2回目を接種した直後から、金づちで頭をたたかれるほどの激しい頭痛、目の奥をえぐられるような痛みが1日数回、定期的に起こるそうで、不安で夜も眠れず、高校も現在休学中という状態だそうです。これまでに国が把握している重篤な症例24例のうちの1例となっています。

公費助成され、がんから女性を守る救世主のように言われてきたのが子宮頸がんワクチンですので、今回の一連の新聞報道に戸惑っている方も多いと思います。

法定接種とはなりましたが、現に接種後に強い痛みがあり、途方に暮れている方がいらっしゃる現状を考えると、当町でもこの問題についてどう対応するのか、非常に迫られています。

この問題については、ことし6月の定例会で、全国で50の自治体議員が一般質問をされるそうです。全国の議員が連携し、同じ時期に同じテーマで取り組むという大変大きなうねりとなっていることを申し添えたいと思います。

そこで、まず民生部長に質問をいたします。

今回の法改正は、町の政策にどのような影響がありましたか。

2番目、資料をいただいておりますので、これまでの町の取り組み状況、今年度の予算、接種対象者数などについて御説明をお願いいたします。

ワクチンの副反応については、どのような御見解でしょうか。

4番目です。ワクチンの勧奨、これは自治体としてもワクチンの接種を進めなければいけないわけですが、どのように勧奨を進めてきましたか。また、子宮頸がんは検診も行っていないと完全に防ぐことはできないわけですが、検診の重要性についても保護者に伝えていますか。副反応についても、可能性を保護者にしっかり伝わる手段を考えていくべきだと考えておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

5番目として、副反応と思われる報告に対しては、その相談体制はどのようになっていますか。

最後ですけれども、6番目ですが、杉並区では、区内の女子中学生が子宮頸がんワクチン接種後に重篤な副反応が出たという問題で、接種事業を実施した区は独自に医療費を補償する救済制度を区議会に報告したとの報道がありました。副反応と思われる方への対応について、今度どのようにしていかれるのかをお尋ねいたします。

以上6点でございますが、よろしく御答弁をお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

民生部長 田中康文君。

民生部長（田中康文君）

おはようございます。

岡本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

御質問は、子宮頸がんワクチンについて6点であります。

第1点目の御質問は、今回の法改正についてであります。

平成23年2月1日から当町で実施してきた子宮頸がんワクチン接種は、平成22年11月26日から、国がその効果を評価して実施した子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金事業に基づき、県が子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時基金を創設し、市町村が実施主体となって実施する子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の助成体制が確立されたものであります。

この際のワクチン接種の形態は、予防接種法に定める定期接種の対象形態ではなく、接種者及びその保護者が接種しようとするワクチンの効果や副反応を含めた内容を行政からの接種案内や医師との問診の中で十分認識して接種する形態である任意接種として、平成25年3月31日まで実施いたしました。

今回の予防接種法の改正により、ヒトパピローマウイルス感染症、ヒブ感染症、小児肺炎球菌感染症が定期予防接種の対象疾病に追加されました。これに伴い、平成25年4月1日から子宮頸がん等ワクチン接種が定期予防接種として実施されることとなりました。

任意予防接種における任意接種ワクチンは、決して受けなくてもよいワクチンではありませんが、接種するかどうかは接種を受ける側、幼児など子供なら保護者に選択が任されています。また、健康保険は適用されませんので、接種費用は自己負担となります。ただし、実施主体が市町村となった場合、市町村事業として実施する接種に係る費用の一部助成を行うなどの対応があり、子宮頸がんワクチンなどの接種は公費にて全額負担しています。

任意接種は、接種を受けずに感染症にかかり、重症化した場合のリスクも考慮の上、かかりつけ医とよく相談して、接種するか否かを定めることとなります。

一方、定期予防接種は、予防接種法に基づいて市町村の責任において行われるものであります。対象予防接種の種類、接種年齢も決まっています。対象年齢を外れて接種されたものは、定期接種とみなされません。接種費用については、基本無料となっています。

任意の接種と定期化されたワクチン接種との大きな違いは、法律で定められた疾病予防のために実施させるものでありますが、リスクとして考えなければいけない副反応による死亡、後遺症等に対する補償の形態が変わってまいります。

任意予防接種の場合は、事業主体である市町村が独自に加入する予防接種事故に関する補償保険、子宮頸がんワクチンでいうと全国町村会総合賠償補償保険での対応、もしくは独立行政

法人医薬品医療機器総合機構の規定に基づく救済手続をとることとなります。定期予防接種の場合は、事業実施者は市町村であります。予防接種法に基づく予防接種健康被害救済制度により、国の責任において全て対応となります。

次に、第2点目の御質問は、ワクチンの予算と接種数についての御質問であります。

子宮頸がんワクチン接種者数、経費及び補助金一覧表の資料を提出させていただいておりますが、当該ワクチンの接種は平成23年2月1日から御嵩町では実施しており、平成22年度、23年度、24年度は実績数値で、定期予防接種となった平成25年度は見込み数となっております。

平成25年度の接種対象者数は、予算上の数値であります。接種対象者数100人、延べ接種数300回、接種率95%で計算しまして、接種費用は456万円を計上しています。

第3点目と第4点目の御質問は、ワクチンの副反応についての見解と、副反応についての保護者への周知についてであります。

予防接種の後に熱が出たり、機嫌が悪くなったり、腫れたり、しこりができたりすることがまれにありますが、そのほとんどが二、三日で自然に引きますが、このような好ましくない変化を副反応と認識しています。そのほとんどが、いわば生体の反応である一時的な症状で、本当に病気にかかったリスクに比べると軽いことと、重度の副反応は極めてまれなことと認識しています。接種開始時より、新たなワクチン接種に関しては、予防接種の有効性、副反応、助成の方法について個別通知の中で説明パンフレットを添付して対応しています。

副反応については、予防接種初期段階では実態がつかめていない部分もあり、注射による接種部位の腫れ、接種部位の痛み、筋肉や関節の痛み、さらに発疹、じんま疹、目まい、発熱、失神の可能性と、まれに発症するショックやアナフィラキシー症状について、保健センター発行の接種の案内と、ワクチン製造企業で作成したパンフレットを同封送付し、周知をしています。

殊に、このワクチン接種により失神した被接種者があったこと、さらに接種による痛み、激痛を訴える症状が報告されており、保健センターでの周知に当たっては、接種対象者へのお知らせの中で基礎疾患やアレルギーなどのある方は副反応が強く出る場合があるので、接種医、主治医に相談、もしくは保健センターに尋ねるよう、注意事項として明記しております。

副反応の内容に関しては、死亡事例があったものを除き、症例報告が国・県から特段示されているわけではないので、ワクチンごとに接種医療機関から厚生労働省に副反応報告書として報告された事例を厚生労働省ホームページ上で確認し、ワクチン接種に関する相談があった場合、その情報をもとに注意喚起を行う体制を保健センターで導入している状況であります。

予防接種における副反応は、リスクとしては存在するものとして認識し、あってはいけないことではあるが、その状況を周知し、被接種者本人、保護者の理解を受けた上で接種を実施す

るよう対応しています。

次に、第5点目の御質問であります副反応と思われる報告に対しては、その体制はどのようなになっているかについてであります。

今回の御質問に至った事案が当町で発生するまで、幸いにして大きな問題となるようなことはなかったと記憶しています。副反応についての注意喚起については、保健センターから発信する接種勧奨のパンフレットや、その他パンフレット及び医師の説明に委ねることとなりますが、実際に接種した際の体調不良、腫脹、痛みなどの副反応と思われるような症状については、本人もしくは保護者から保健センターに相談があるケースと、接種を実施した医療機関に相談するというケースになります。子宮頸がん予防ワクチンなど任意で接種するものについては、基本本人、保護者から、副反応と思われる症状が出た場合、接種した医療機関に報告することが原則となっています。発症した症状がこれすなわち副反応と断定できるのではなく、医師との相談の中で経過観察、その他原因を探るための検査などを行い、内容の絞り込み、最終的に因果関係がワクチン接種と相当できる状態となった際には、医師と保健センターが十分情報を共有した中で、接種実施医師より状況等をお聞きした副反応報告書を厚生労働省に送付いただくことになっています。

次に、第6点目の御質問であります副反応と思われる方への対応について、今後どのようにしていくかについてであります。

今回のケースについては、3回の接種のうち2回接種を行っておられ、その後、目まい、頭痛、吐き気の症状が発症した旨を保健センターに相談と連絡があり、相談を受け、接種実施医師による検査等を行い、副反応として状況を確認すると同時に、副反応報告書の中で副反応状況が非重篤との報告となっている上に、保健センター保健師による追跡確認において、保護者から2カ月ほど後に、心配をかけたが、そんなに電話をかけていただかなくてもよいとの連絡があり、気になることがあればいつでも保健センターに相談をとということで、この件についてはここで町、医療機関での流れが切れることとなりました。その後も頭痛が中心となって症状が残存しており、報道等により、全国での予防接種の副反応と共通する部分があることを知り、平成25年5月20日に保護者から副反応である可能性が強い事案として、正式に町に申し出がありました。

本来なら、任意の予防接種であり、実施主体となる町において被接種者の状況について、医師会の医師2名、保健所長、副所長から成る御嵩町保健事業健康被害調査委員会の開催を行い、当該事例に関する医学的知見に基づいた調査と必要事項の審議を行い、健康被害の適正な救済処理に至るところであります。症状の確認や相談がなかったことによる空白期間が生じたことと、現在、当該事案については、保護者が最終連絡をとられた全国子宮頸がんワクチン被害

者連絡会を經由し、厚生労働省健康局結核感染課へ情報が伝わり、その内容を検証すべく、厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会副反応検討部会で調査が今月中になされる状況となっていることから、ここでの審議の結果を踏まえて、今後の救済などの対応をとっていくこととなります。

しかし、判断がどのように下されるかは別として、御嵩町保健事業健康被害調査委員会を近日中に開催し、当該事案の報告と今後の対応の可能性について話し合う機会を設ける予定をしております。

以上で、岡本議員への答弁とさせていただきます。

[11番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

御答弁、ありがとうございました。

非常に重い問題でございますけれども、これはことしの4月から法定接種ということで、これまでのいろんな予防接種と同じような扱いで、公費で接種するということになったわけです。

資料をいただいたように、中1の生徒が打つわけですが、これまでは経過的なところで、中1から高2までばらばらと打っていたわけですが、ことしからはほぼ中1の生徒が打つということになるわけですね。

接種率95%ですので、ほとんどの女子生徒がこれを打つと思うわけですが、こういう予防接種の場合に、一般的に言われるのは、本当に注射の副反応なのかどうかという因果関係がなかなかわからないということと言われるわけですが、立場はどうであれ、実際に予防接種後にそういう重篤な、副反応かどうかわかりませんが、そういう症状が出て、現に学校に行けないという方がおられる以上、やはりそれに対応して、お役所的な対応ではなく、寄り添った対応をしていただけるとありがたいと思います。それで、まだ今後いろいろ審議会を開いて、救済体制をとって話し合っていくということですので、ぜひよろしく願いいたします。

今の法定接種された町の状況といいますか、置かれている状況の中で、できることは、この予防接種を打てば子宮頸がんにならないよということではなくて、これだけでは子宮頸がんは防げない。がん検診をちゃんと受診しなければならないということと、それからこれを打つには当然リスクもあるよということをきちっと保護者に何とか伝えることを考えていただきたいと思います。

あとは、もし万が一そういう人が出てきた場合に、まちとして相談に乗っていただけるかと

いう、その相談体制ですが、それは今おっしゃったようにまちとしてもいろいろ対応していただいているということで、こちらのパンフレットをこの間、資料として別に、子供たちに配っている資料、こういうのですが、これを資料としていただきましたけれども、この中に、先ほども言いましたように、子宮頸がん予防ワクチンプラス定期的な検診というふうに、これはどこかの、子宮頸がん予防ワクチンの発売元のグラクソ・スミスクライン株式会社と書いてあるこれですけれども、予防ワクチンと定期的な受診がセットでうたってあるわけですが、まちとして子供たちへの、若い子が定期的な検診を受けるということは非常に抵抗があると思うんですけれども、この点について何か、予防検診をまちとして特に推進しているということはございますでしょうか。

議長（谷口鈴男君）

民生部長 田中康文君。

民生部長（田中康文君）

岡本議員の言われますように、子宮頸がんワクチンによる予防もそうなんです、その後の検診も必要だという趣旨であります、当然接種とあわせて検診が必要であるということでもありますので、今現在推奨を子供たちに行っているわけではありませんが、それも含めて推進をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

[11番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

ありがとうございました。

それでは、最後となりましたが、この件に関しまして、教育長に質問をさせていただきます。

先ほども申しましたように、6月7日付で文部科学省から各都道府県等へ子宮頸がんワクチン接種に関連した欠席届の状況調査についての依頼文書が出ております。その中で、これによって市町村が中学生等に勧奨した子宮頸がんワクチンの副作用に関連した欠席等がないのか、全国一斉に調査が実施されることになるわけです。県は、各所管の市町村教育委員会に依頼し、市町村教育委員会は所管する各中学校で調査を実施することになるわけです。裏返せば、それだけ子宮頸がんワクチンによる健康被害状況が憂慮されている状況であると言えるわけです。現状の把握のためには、学校の調査が非常に重要ではないかと思えます。

それで質問に入りますけれども、この問題は福祉課、福祉センターだけの問題ではなく、教育委員会としてもしっかりと認識をしていただきたいと思います。まずは子宮頸がん、そしてワクチン、予想される副反応等について、養護教諭の先生はもちろん、先生方におかれ

ましても認識を深めていただきたいと思います。それについての御見解をお伺いします。

次に、副反応については、すぐあらわれる人もいれば、少したってからあらわれる人もいるわけですので、例えば長期欠席の生徒については、ワクチン接種の有無を確認していただくとか、頭痛などを訴える子については、副反応かもしれないということで報告に上げていただけるような、そういう体制を学校を挙げてとっていただけたらありがたいと思いますので、その件について。

最後ですけれども、そのヒトパピローマウイルス（HPV）ですが、男女間で感染します。子宮頸がんにならないためのワクチン助成で終わるだけでなく、男女がお互いに尊重できるための性教育、さらなるがん検診の受診の向上や免疫力を上げるためのバランスのよい食事等、学校教育の中でも取り組んでいていただきたい問題がたくさんございます。最後に、その点について教育長の御見解をお伺いして、教育長に3点、御答弁をお願いいたします。

済みません。あと時間が少ししかないので、簡単をお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

教育長 高木俊朗君。

教育長（高木俊朗君）

子宮頸がんワクチンについて、3点御質問がございました。

初めに、ワクチンに対する現場の先生方の認識についてお答えいたします。

可児市と可児郡の小・中学校では、可児学校保健会が医師会の指導により養護教諭や体育主任等を編集委員として作成した「性に関する指導の手引」に基づいて指導が行われております。これは、平成24年3月の改訂版でございますが、そこにヒトパピローマウイルスについて次のように解説しております。皮膚や粘膜に感染するウイルスで、300種類以上のタイプがある。このうち約15種類は子宮頸がんの原因となることが多い。中でも、HPV16型と18型と呼ばれる2種類は、子宮頸がんを発症している20から30代女性の約70から80%が見つかっている。多くは性交時に感染するが、90%以上は体内から自然に消滅する。今のところ2種類の子宮頸がんの予防ワクチンがあり、現在、国の予算で予防接種が行われ始めていると、このように記述してありまして、現在までのところで、先生方の認識はここまでです。

今後、可児学校保健会で配付された子宮頸がん予防ワクチンの資料や、勉強させていただきました副反応等の資料をきちっと配付し、認識を深めるよう、各学校に指導していきたいと思っております。

次に、副反応についての報告体制についてお答えいたします。

現在まで報告体制はできておりませんでした。今後は、福祉課、保健センターと連携して、副反応と思われる事例については、学校から教育委員会、そして保健センターに報告するよう

指導していきます。

先ほどお話がありましたように、6月7日付で文部科学省のほうからも子宮頸がん予防ワクチンの接種に関連した欠席等の状況調査をして報告するように言われておりますので、学校ぐるみで取り組んでいくこととなります。

最後に3点目、性教育のあり方についてお答えいたします。

性に関する指導の手引をもとにした性教育は、人間の人格の基本的な部分として、生理的側面、心理的側面、社会的側面などから総合的に捉え、科学的知識を与えるとともに、児童・生徒が生命の大切さを理解し、人間尊重、男女平等の精神に基づく正しい異性観を持ち、望ましい行動がとれるようにすることによって、人格の完成、豊かな人間形成に資することを目的として実施しています。

教科道徳の中で性教育に関連のある内容を洗い出し、一覧表で明確にして、実践しています。また、特別活動の学級活動として、可児市、可児郡共通して実践するという事で題材を位置づけ、学習指導案等、提示資料や用語の説明等をつけ加えております。

各学年の学級活動の題材名は次のようです。小学校1年生は「私のからだ」と「誘いに乗らない」、小学校2年生は「人の嫌がること」、小学校5年生は「雑誌と私たち」、小学校6年生は「生命のつながり」、中学1年生は「性情報の選択」、中学校2年生は「望ましい男女交際」、最後中学校3年生は「男女の自立と共生」。

各学校では、担任や担当者が実践したら責任者にすぐ報告するシステムになっておりますので、確実に実践しております。

以上をもちまして、子宮頸がんワクチンについての3点のお答えといたします。

〔11番議員挙手〕

議長（谷口鈴男君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

御答弁、ありがとうございました。

時間となりましたので、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（谷口鈴男君）

これで岡本隆子さんの一般質問を終わります。

続いて、1番 高山由行君。

なお、高山議員におかれましては、質問導入部分の説明のために写真を示したいとの申し込みがございましたので、これを許可いたします。

1番（高山由行君）

改めまして、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、さきに通告をしておきました亜炭廃坑に対する継続的な取り組みについて二、三点質問したいと思っております。

その前に、今議長のお許しの点で、質問の前に、実は全く本旨とは関係ございませんが、みたけの森のササユリですね。きのう実はみたけの森、再々度といっても私4回ぐらい行っていますけど、写真を撮ってきまして、私の質問の本旨の世間でいう負の遺産の亜炭廃坑問題の前に、御嵩町の財産であるササユリに関して写真を皆さんにお見せしたところでございます。議員諸氏の方々も、行政の幹部の方々も、ぜひ一度足を運んでいただければありがたいと思っております。

本旨に入ります。

亜炭廃坑に関する質問をする前に、資料要求しておきました過去3年間の亜炭鉱害発生数と発生場所をいただきました。ありがとうございます。今さらながらですけども、亜炭廃坑がまだまだ御嵩町民の生命・財産を脅かし、不安定な土地の上で生活しているのは明らかであり、町民の安心・安全を築き上げ、不安を取り除くのが、1回生といえども議員の使命でありますので、質問をいたします。

数にしたら、22年度2件、23年度9件、24年度3件、場所も示していただきましたので、かなりわかりやすい地図上の印になっておりますので、ありがとうございます。25年度も、後でお話ししますが、また1件、大きなものが、道路の陥没が発生したということですが、この問題は、廃坑がなくなるまで御嵩町民の不安解消にはなりません、積極的な亜炭廃坑の根絶に向けての政策を打っていただくために取り上げていきたいと思っております。

さて、今回の質問に当たり、渡邊町長の施政方針を全て読み返しましたが、毎年度の第1回定例会では必ず時間を割いて、亜炭廃坑対策に関して、町民の安寧を願い、現状の説明と対策方針を語っておられます。その中で、町長の変わらぬ姿勢は、国策として国がエネルギー確保を進めた結果の亜炭廃坑問題であり、国よっての鉱害復旧と国よっての調査と抜本的な対策であります。そして、県・国への要望をあらゆる手段を用いて行っているところであり、それは地元県議に県議会で取り上げていただいたり、赤塚八百津町長に全国町村長大会で取り上げていただいたり、古田県知事に力をおかりしたり、またどの政権下であっても、地元選出の国会議員の先生方に要望等々、継続的に取り上げていただいております。また、町議会においても、亜炭廃坑対策特別委員会を立ち上げ、調査・研究しておりますし、今まで幾度となく対策を求める意見書、対策についての要望等々、国による対策をお願いしてきました。

去る3月18日、19日、両日にも、町長とともに議員全員で国のほうに、古屋大臣を初め地元選出の衆参両議員の先生方やエネルギー庁長官に要望書を提出してきたところでもあります。

町長の1期目の約束事項として、亜炭廃坑安全対策の早期着手であります。平成20年に特定鉱害復旧事業等基金より5,000万円が、岐阜県下3市1町で調査費に充てることができ、御嵩町の割り当て分1,250万円のうちの800万円を使わせていただき、これは町の負担も400万ほどあったようですが、共和中学校のボーリング調査が予防的観点から実施され、町長の2期目の平成24年度に国からの補正で、町負担もありましたが、町長、そして議会が決断いたしました。こうした地下、そしてグラウンド地下空洞の予防的充填工事を実施してまいりました。

その間には、平成22年度の顔戸地区の大規模な地盤沈下、そして平成23年3月の東日本大震災、また政権政党が変わるといふ変化など、御嵩町を取り巻くいろいろな環境も変わってまいりましたが、先日、5月12日の金ヶ崎地区の浅所陥没の現地を調査するにつけ、当該地区の住民の方の不安は幾ばくかと、改めてこの負の遺産の上に住む御嵩町民、また議員としても安全・安心について考えさせられたところでございます。

このときの町長のお言葉は、人が落ちたら身の毛もよだつという大変重いお言葉をいただいておりますが、前置きが少々長くなりましたが、私個人であります。町長の発言が、東日本大震災以降、特に防災・減災の政策に力を入れて取り組んでいこうと考えているように感じております。このことを踏まえまして、町長に3点ほどお伺いいたします。

私がお伺いするのは、どれも町長が考えておられる被害が発生したときの対応と、将来発生するおそれのある被害の対策、2点の后者の予防的観点からの対策のほうであります。

前者の陥没被害が発生したときの対応は、東日本大震災の場合、国の補正予算で措置されていると聞き及んでおり、町長のお言葉をおかりするならば、大震災に起因する被害が発生した場合の前例になると理解するということですので、特定鉱害復旧事業等基金も半減した中、国からの復旧に対する予算措置が必ずしも担保されたわけではありませんので、楽観はしておりませんが、次回の問題提起としまして、対策のほうの1点についてお伺いします。

先ほど少し触れましたが、5月12日の金ヶ崎地区の浅所陥没発生のはきは、職員、そして御嵩町安全協会の土木業者において、日曜日の早朝にもかかわらず、迅速に対応していただき、町道にもかかわらず、歩行者や走行車両など2次被害がなかったことに安堵しております。幸いにも、周辺の建物や人的被害はありませんでしたが、最近の浅所陥没の状況を考えますと、可児川以北、それも国道から上、顔戸地区から比衣地区のラインに集中して災害があるように思います。

私の質問は、予算を措置していただければできないことですが、町長の防災・減災の並々ならぬ思いに期待をしまして、まず平成23年度に立ち上げました御嵩町亜炭廃坑対策プロジェクトチームで道路、特に町道であります。路面下の探査の調査・研究をする考えはないでしょうか、お聞きします。

東日本大震災以来、この手の空洞探査は民間会社が技術力を高めておりまして、私も数社調べましたが、これは浅いところ、埋設管の空洞が主な目的であるようですが、私の素人の考えでは、先日の金ヶ崎の道路陥没などには有効であると考えますし、道路管理者として歩行者や通行車両に対して一定の安全が担保されるように思いますので、ぜひ町長の所信をお伺いします。

それについて、1つつけ加えるならば、この間、あそこら比衣地区のあたりで火事が夜中ありましたですね。そのことを考えると、道路が陥没しておったらと思いますと、私もぞっとしました。

次に、2点目の質問に移ります。

去年の第4回の定例会での質問と同じ質問になってしまいますが、どうしても自分の中で納得がいかないのです、再度町長にお伺いいたします。

私の前回の質問の中の御嵩庁舎の耐震補強工事について、亜炭廃坑を考慮しての耐震補強工事であるのかという質問に対して、町長の御答弁では、現行制度では建屋の耐震化と地下の安全対策というものは別次元、別問題として扱われている。現段階では、地下充填を実施する有利な財源等々はない。共和中学校での実施も特例と考えていただきたい。あくまでも地下の問題の責任は国にあるという姿勢は変えるつもりはないというお答えでありました。また、つけ加えるならば、衆議院選挙結果いかんによって違いが出てくる可能性はあるとも答えられています。

選挙が終わって、第2次安倍内閣が誕生しまして、自由民主党のマニフェストにも、国土強靱化の推進を上げていましたし、5月20日に自公で防災・減災等に資する国土強靱化基本法案が議員立法により提出されたところであります。

このように、防災に対する国の環境も、以前とはかなり変わってきております。御嵩庁舎の耐震工事と地下の安全対策とセットではできないかもしれませんが、平成17年度と平成18年度の御嵩町亜炭廃坑地震対策専門委員会での調査では、建設当時の地質調査により、直下に亜炭廃坑があり、浮き基礎工法が採用されているとの報告等を受け、庁舎西側に2カ所のボーリング調査をして専門的に解析され、地震等における危険度評価をされています。当然の結果ではありますが、被害の軽減には空洞の埋め戻しと、耐震補強の対策が有効であるとの結論でした。町長が庁舎の耐震工事を決断されたのは、私も大賛成であります。いざとなったときの町民のよすが、そういうものになるという町長の説明でありましたが、私が前段で長々と亜炭廃坑対策の話をしたのは、共和中学校の地下充填が施行できたのも、平成20年のボーリング等の調査をさせていただいていたからであり、当然国からの予算措置がなければ充填できなかったものであります。準備があったからできたとも言えます。

庁舎のほうも、町長が考えられている大災害時の本部機能の確保という点や、町民のよすがと考えるならば、地下の安全のために、まずしっかりとした調査を開始し、充填の試算等、始められる考えはないか、所信をお伺いします。

お金がないから簡単にはできない、国で全て対応していただくとおっしゃれば、話が終わってしまいますが、共和中の調査のときも、出ない予算を基金のほうから捻出していただいた経緯もございますし、私の個人的な感想であります。先ほど申し上げましたように、町長も東日本大震災の視察以来、防災・減災の対策には特に注力しておられるように思いますが、いかがでしょうか。

最後に、もう1点お伺いします。

今後の継続的な亜炭廃坑対策についてであります。100年かかって掘った穴は100年かかって埋め戻す覚悟で、継続的に対策を行い、町民の陥没に対する恐怖を取り除いていくというのは、私たち議員、そしていつも町長が言っておられる役目ではありますが、議会のほうも、町長も4年任期の今定例会が折り返し地点であり、私個人として勉強不足で、この亜炭廃坑の問題にしても全く町民の不安解消になるような政策提言などできず、じくじたる思いではありますが、それでも御嵩町は全国唯一の亜炭坑ハザードマップの作成、そしてプロジェクトチームの立ち上げ、共和中学校の充填工事、流動化処理工法の実証実験等々、多くの政策も打ってきていただいております。要望の中心は、指定されている避難所と教育施設の地下充填になってくると思いますが、先ほど申しましたように、私たちに負託された時間はあと2年でございます。町長は、今後、どのような政策を打っていくのか。私、5月28日に原稿を書いておりますが、そのときにも町長は、古屋国土強靱化担当大臣に古田岐阜県知事とともに要望書を提出しておられます。また、先日、6月6日にも町長、また官房のほうに、私のあれでは行かれたように聞いておりますが、そのときの大臣との話の内容、感触も含めた答弁にさせていただけるとありがたいですが、よろしくお願ひします。

以上3点について、よろしく御答弁、町長、お願ひします。以上です。

議長（谷口鈴男君）

渡邊町長。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

久々の雨が降るようではありますが、渇水ということで、大変貯水量が全国的に下がっている中、ありがたい雨ではあるんですが、できれば災害の伴わないような、手かげんをしていただいた雨になっていただけるとありがたいなということを願っております。御嵩町の災害についても、特有の亜炭廃坑問題というものを抱えております。

高山議員の御質問にお答えをいたします。

まず亜炭廃坑対策への思いという点では、御嵩町の行政、議会、そして県、この3者の立場というのは、軽重も、また難易度も同じ観点と認識をしております。

最近、特に心強く思いますのは、全国町村長大会で取り上げていただいたり、県内の市町村長から、お会いするたびに、町長、大変だろうけど頑張れよと。あれは国にやってもらわなきゃいかんぞという話を必ず出していただけるようになりました。大変励まされる機会が多くなりました。この問題への、御嵩町が提議をしているその内容に理解を示していただいているという、皆さんへのPRというものがかなり行き渡っていったのではないかなというふうに考えております。

御嵩町議会においても、全議員さんで要望のテーマを、亜炭鉱廃坑対策、この一本に絞って、地元選出の国会議員の皆さんにお願いに上がっていただいた。また、私も同行しましたが、古屋国土強靱化担当大臣にもこの件についてのお願いをしていただけたと。過去において、御嵩町議会が亜炭鉱廃坑問題一本に絞って、国会への要望というものをした例があったのかなというふうに思いますが、少なくとも私が議員になり、町長になってから16年余りになりますが、御嵩町議会としてのそのような対応はなかったのではないかと記憶しておりますので、少なくともそれだけ緊急性、喫緊性が高くなったという解釈をしております。

まず基金からの調査費についてであります。特定鉱害復旧事業基金5,000万円は、亜炭鉱廃坑の存在する県内4市町での調査費補助であります。均等に割り当てられ、補助率は3分の2でありまして、3分の1は当該自治体で負担するというようになっております。ただ、現在はその基金が枯渇する懸念がありますので、多分調査費という名目で支出をお願いしたとしても、認められる可能性が逆に低くなりつつあると考えております。

共和中学校につきましては、調査など準備は整っていたのは事実でありますけれど、実は本当に画期的であったと評価できるのは、予防の観点から地下充填ができたということでありませぬ。これは、私は余り大したことというふうに、自分自身は評価していませんでしたけれど、全国的にいても、いろんな政治家の方々にお伺いしても、これはとんでもないことなんだという意味で、画期的なんだということをよく言われますので、本当に一生懸命訴えてよかったなあと。当時、教育長も御同行願って、特に教育委員会のほうで頑張ってもらったということから、非常にいい結果が出たということから、予防充填という、過去に例のない対策ができたと考えております。

ただ、残念ではありましたが、私が常々申し上げているように、国策であったことから、全額、やはり国が財源を手当てすると、これが本筋だという結果にはなりません。御嵩町は、やはり自治体としての負担をせざるを得ない状況になったということからあります。ただ、

それについても町民に許していただけるかなと思いましたが、子供が通う施設ですので、そこで人的被害等々が出るような大変な災害に見舞われたとしたら、これは後悔し切れないようなこととなりますので、そういう意味での町民の御理解、町民のお金を使わせていただいたという部分、これについては御理解いただけると考えております。

大震災のときには、私も現地を訪れていろんなお話、説明を聞きました。その中で、大震災の場合は特別に、現在の基金を使うという意味ではなく、旧鉱物採掘区域災害復旧事業として、東日本3県の亜炭廃坑落盤については対応されたと。国の補正予算で対応されたということでありますので、その点については心配しておりませんが、しかし、物が壊れるということは人的な被害が出る可能性も非常に高いということになりますので、やはり予防というものがなされてこそその対応だというふうに思っております。

具体的な御質問での路面下の探査についてでありますけれど、過去に業者から私も説明を受けました。そうしたアプローチがございました。また、担当がインターネット等々でかなりいろんな探査方法は調べているようですが、現段階では地下数メートル、ほぼ5メートルが限界ではないと言われておりますけれど、亜炭廃坑の探査にはまだちょっと無理な状況であると。上下水の配管等々の状況を確認するというレベルでは使えるわけではありますが、10メートル以上ある亜炭廃坑、せめて15メートルか20メートルぐらいまではわかるような探査をしたいと思っておりますけれど、残念ながら技術的にまだそこまで到達していないということで、今後の技術進歩を待ちたいというふうに思っております。

結果的には、一番確実な方法というのはボーリング調査ということになりますが、ただ私も何回かボーリング調査の結果を見ていますと、またそれによって、それが起因になったとは申しませんが、落盤のおそれがまた高くなるのではないかとこの懸念を持っております。ボーリングをすることによって、地下の残柱を傷めたり、天板の部分、天井の部分の傷めたりということになるかと思っておりますので、そうなったときに落盤を誘発する可能性があるのではないかとこの懸念を持っております。したがって、担当者等々にも、調査をする場合はその後に地下充填を条件とした調査ならよいと。逆に地下充填の可能性もない状態でのボーリング調査は、今後は積極的には行わないということを指示しているところであります。

次に2点目、御嵩町の庁舎について、これはでき得る限り早く着手したいと考えてはおりません。地下の安全対策については、残念ながらこれまでと考え方は変えてはおりません。

御嵩町の今後を考えた場合、財政的限界は、やはり御嵩町はお金がないわけではありませんけれど、少なくともそうした地下充填に財源を投入していくことによって、御嵩町の財政というのは限界がすぐ来るであろうと考えております。そういう意味では、ただの筋道論のみならず、基準財政需要額としてたかだか50億の町が、何億もかけて地下充填をしていくというのは、

基本的には無理な話でありますので、本当でない袖は振れないという話ではございませんけれど、今持っているお金を全て投入したとしても、どこまでどう埋まるのかということすらわからないということでありますので、ここはやはり御嵩町としては、本来のあるべき姿、国が責任を持って地下充填をして安全性を高めていただくというほうにシフトしていかざるを得ないということでもあります。

共和中学校の地下充填も、逆にいえば、共和中学校の地上の建物の耐震補強工事が終了しておりました。そこで、文部科学省に対して問題提起をさせていただいたということになります。上物については、耐震補強工事は済みました。しかし、地下には空洞がございます。御嵩町としてはどう対応したらよろしいでしょうかという問題提起をさせていただいてから、前に進んでいったという実績があります。

文部科学省では、グラウンドも当然対象にしなければということになりましたけれど、もっと心配されていたのは、通学路は大丈夫なんだろうかということも議論の中では出てまいりました。そういう意味では、やはり子供の身の安全を考えたときには、非常にいろんな知恵が逆に出てくるようになるなという感想を持っております。

共和中学校の件で、私どもは大きく2つもりました。1つは、地下充填の可能性は皆無ではないということ、可能性はあると私は考えております。2点目は、共和中学校と同じ条件であるなら、先ほども申し上げたように、早晚、御嵩町の財政は行き詰まると、この2点であります。

そんな中で、我々の姿勢というのは、ぜひ議会の皆さんにも共有していただきたいというふうに思いますが、高山議員もやはり同じ立場で頑張っていただかなければいけないと考えておりますが、御嵩町の現在というのは、波風は立っておりません、行政的にも政治的にも。粛々と、しかし非常に激しく、負の遺産と、そして現行制度と闘っているという状況であると考えております。100年という単位の時間が出ましたけど、100年の歴史も、その1年目がなければ100年目も、そのままになってしまうということでもありますので、我々は今その100年の始まりのところに立っていると考えていただいて、行動していただけたらと。これは議会の皆さんにも、また県にもお願いをしていくつもりであります。そういう意味では、初めをたがうことなくスタートを切りたいというふうに思っております。

特例として、共和中学校については財政負担も含め地下充填を行ったわけでありまして、あくまで御嵩の主張は、以前から申し上げているとおりの主張をしてまいる所存であります。

5月28日、本来は、議会の皆さんにも申し上げたかと思えますけれど、参議院選後ぐらい、もしくは急いでも6月末ぐらいには、もう一度要望に伺いたいというふうには思っております。ただ、金ヶ崎地区の状況を見ますと、よく車が通らなかつたな、人が落ちなかつたなとい

う状況でありましたので、これはいても立ってもいられないということで、急遽、地元選出の代議士の先生にお願いしまして、アポをとっていただきました。その予定を県のほうにおおむねスケジュールは組めましたので、報告をさせていただきましたら、知事が同行すると言っていたいただきました。また、要望書を御嵩町単独でつくっておりましたけれど、その内容そのまま、知事と連名、併記した要望書に使おうという提案を県のほうからしていただきましたので、初めてだと思えますけれど、御嵩町の要望書を使ったということではありますけれど、知事と町長が同じ立場で、同じ要望をしたということになります。

その際、お会いできましたのが、古屋国土強靱化大臣、太田国土交通大臣、公明党の方ですが、衆議院議員 伊藤渉先生、国土交通省道路局長さん、国土交通省総合政策局長、国土交通省総合政策局環境リサイクル企画室長、この方々にお会いすることができました。

その後、6月6日、議会の初日、本当にぎりぎりでありましたけれど、知事のほうから今度は連絡をいただきまして、総理官邸のほうに、事務方のトップに会うということで、一緒に行かないかとお誘いいただきましたので、これは断る理由は何もありません。最優先課題として御嵩は動いておりますので、同行させていただき、そこでお会いしたのが内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、そして午後、副知事とともに国土強靱化推進室内閣審議官と、この方々にお会いし、お話をさせていただきました。一様に、まず得ました感触としては、私が上京して説明するからということで、急にレクチャーを受けたような状態ではないなという感想は持ちました。既にテレビやいろんな新聞記事等々で知っているよという返事はいただきました。そういう意味では、若干話に入る口元のところでは、スムーズに入っていたという感触を得ました。

その中で、ヒントとなるようなお話、これ全てが全て正確に明らかにしていくということも、また先方の都合もあるでしょうから、問題になってはいけませんので、ちょっとオブラートに包みながらもお話をしますけれど、まず資源エネルギー庁の亜炭廃坑であるとか炭鉱廃坑についての対策としてやろうとすると、全国の問題になるであろうと。こうなったら、逆に無理ではないかというお話、私これ常々言っていることです。国会議員の方やいろんな方が全国連合を組んで活動したらどうだという御提案をいただくこともあるんですけど、それをやったら終わりますということで、私は応じてはおりませんけれど、御嵩だけが何とかできればいいんだという立場で動いていくと、非常にエゴイスティックでありますけれど、そのとおりのお話が出てまいりました。

そうしないためには、例えば地盤脆弱というような観点から、国土強靱化に資するような地下充填等々が必要なんだということを訴える、それも一つの手であろうと。全ての施設と申しますと、先ほど高山議員のほうでもおっしゃいましたが、避難所、教育施設、病院、緊急輸送

の観点から幹線道路と、そういうところを国土強靱化対策室のほうで一括して考えていけるようなものにしていかないと、可能性は低いということをお話いただきました。

そういう意味では、大変重要なヒントを与えていただきましたので、今後、御嵩町、県も含めて要望をする際には、そのような文言、そのような姿勢、要望書にしていくべきと感じて帰ってきたところであります。

議論のテーブルの上にはのせさせてもらうという返事はいただきました。ただ、余り急いでないという部分もございます。7月には参議院選挙がありますので、それ以降、政権が安定したら議論をしていくということになるかと思えます。

やはり100年後の第1年目、1歩ですので、それだけ汗をかき、知恵を絞って、議会ともども、行政も頑張ってもらいたいと思いますので、この件については、ある意味失敗はないと思いますので、やれるだけとにかくやって、たとえ何らか答えとといいますか、得られないとしても、とにかくこれだけやってダメなら仕方がないと思えるところまで頑張っていきたいと私は思っておりますので、ぜひ議員の皆さん、高山議員もあと2年ですけど、1期でおやめになるとは思いませんので、本当に長いテーマとして考えていただいて、今まで40年、50年何もしてこなかったんですから、逆にいえば、この私どもの1年、2年で大きく前へ進めることができれば、これは次の世代に対して胸をはってこの御嵩町を引き渡していけるということになるかと思えますので、そうした気概を持って一緒に頑張りたいということをお願いしまして、私の答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

[1番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

1番 高山由行君。

1番（高山由行君）

町長、どうもありがとうございました。事細かに御説明、御答弁いただきまして、御嵩町民の一人としてありがたく思っております。

二、三再質問も用意しておりましたが、例えば県の基金から私たち800万いただきましたけど、ほかの3市は使ったのか使わなかったのか、余ってないのかということで、それを使わせてほしいという要望もしてほしいということで用意しておりましたが、今の答弁で、今の御嵩町がかなりの金額を使いましたので、それ以上は要望できないのかなと。よそからの、また考え方で予算措置ができるように要望していただけるように、ぜひよろしくお願いします。

参議院選挙の話も出ましたが、御嵩町の地元の選出の野党の方が、公明党の魚住さん、また日本維新の会の今井さんが、参議院の予算委員会で4月に、経済産業委員会のほうで今井先生が質問をしておられます。今の古屋先生の脆弱な話の筋も、そのときに御答弁されておしま

す。御嵩町がどうなるかということのはっきりと申されなかったですけど、私もその答弁はテレビで見まして、要旨をまとめておりますけど、話はかなり伝わっておると思っておりますので、議員としても町長からの叱咤激励が今ありましたけど、継続的にしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

以上であります。ありがとうございました。

議長（谷口鈴男君）

これで高山由行君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

なお、再開予定時刻を10時50分といたします。

午前10時38分 休憩

午前10時51分 再開

議長（谷口鈴男君）

休憩を解いて再開をいたします。

引き続き一般質問を行います。

先ほど一般質問されました1番 高山由行君より、一部発言の訂正を求められましたので、これを許可いたします。

1番（高山由行君）

済みません。少し時間をいただきまして、おわび申し上げます。

先ほど公明党の魚住裕一郎先生のことを「政権野党」と、私、申し上げたようですので、与党ですので、訂正、おわび申し上げます。以上です。

議長（谷口鈴男君）

それでは、引き続き一般質問を行います。

10番 大沢まり子さん。

一問一答方式の申し出がありましたので、これを許可いたします。

10番（大沢まり子君）

議長にお許しをいただきましたので、大きく分けて2点になりますけれども、質問させていただきます。

まず、命を守る施策として、1点目に胃がんリスク検診についてお伺いをいたします。

現在、国内では年間約5万人の方がお亡くなりになられています胃がん。その大きな原因とされるのが、ヘリコバクターピロリ菌です。この菌を除去する薬の保険の適用の範囲が、本年の2月21日から慢性胃炎にまで拡大をされ、胃がんの予防が大きく前進をいたしました。これ

まで、保険適用は、症状の進んだ胃潰瘍などに限られていて、慢性胃炎の患者が除菌治療を受ける場合は、数万円を自己負担されてきました。今回、それが呼気検査などでピロリ菌の感染が確認され、内視鏡で慢性胃炎と診断されれば保険が適用されることとなり、窓口での支払いが3割負担の人は6,000円前後で済むこととなります。

1つの例でございますけれども、大阪府の茨木市では、胃がんになりやすいかどうかを調べる血液検査、胃がんリスク検診がこの4月からスタートしております。これは、胃粘膜の萎縮程度がわかるペプシノゲン胃検査と、胃がんの原因と言われるピロリ菌の有無を調べるピロリ菌抗体検査をあわせたものです。判定は4つに分類され、Aは異常なし、B、C、Dは要精密検査、B判定の人は3年に1度、Cの人は2年に1度、Dの人は毎年胃カメラでの検査を受診することが推奨されています。5歳単位でお知らせが届き、400円の費用で検査ができます。

現在、御嵩町で行われています胃がんの検診につきましては、バリウムを飲みエックス線検査ですので、検診率もなかなか上がらないのが現状ではないでしょうか。という私も、毎年ちゅうちょしております。血液検査であれば、とても受けやすくなると思います。胃がん撲滅を目指しての一施策として、茨木市のような胃がんリスク検診の導入を求めるものですが、いかがでしょうか、御見解をお伺いいたします。

2点目に、皆様御承知のとおり、風疹予防の問題が大きく取り上げられています。けさの岐阜新聞にも載ってございましたけれども、ことしの風疹患者は、5月19日現在、全国で7,540人、昨年2008年以降最多の報告例でありましたが、ことしは既にその3倍を超えています。県内でも報告例があり、8人のうち7人が男性でありました。また、けさの新聞によりますと、今月2日までには12名にふえているようでございます。

このような全国的な風疹の流行を受けて、岐阜県は平成25年度緊急対策事業として、妊娠を希望する23歳以上の女性や妊婦の夫を対象に、風疹の予防接種費用を助成することを発表いたしました。妊婦が風疹に感染すると、胎児に難聴や心疾患、白内障などの障害が出る場合があります。こういった障害が出るのを防ぐのが狙いであります。予防接種は、1万円程度かかると伺っております。県は、助成を決めた市町村に対し、その半額で、上限2,500円の助成をするものであります。

今回の対象者となられる23歳以上、これはどうして23歳以上かと申しますと、23歳未満の助成は、国の定期接種により無料の接種が2回、既に実施されているため、そのとき打たれなかったということは自己責任というような判断をされております。

また、この23歳以上の女性で、妊娠を希望、予定している女性と妊婦の夫ということでもありますけれども、妊婦の夫に対して年齢制限はないわけでありますが、ただし風疹にかかったことのある人や、風疹の予防接種歴のある人、妊婦検診で風疹の抗体が十分であるとされた妊婦

の夫は対象外となりますとあります。また、期間は平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間です。

県内では既に、この質問書を出した時点でございますので、多少状態が違ってきておりますけれども、その時点で5市が全額補助を決めておりました。各務原市、美濃加茂市においては、新しい市長になられて即全額補助を決めておられ、6月議会に上程されるというふうに向っております。美濃加茂市の予算では、市負担分の200人分を150万円で見ております。さらに、本日の岐阜新聞によりますと、全額補助、ほぼ補助されるところが22市町村、岐阜県内の半分の市町村が全額補助を進めておられると新聞に載っております。

御嵩町におきましては、町内における対象者の人数をどの程度考えておられますか。御嵩町として、どのような形で実施される方向かをお伺いいたします。

3点目に、現在任意接種となっているものの中で、今後定期接種化が望まれるB型肝炎ワクチンとロタウイルスワクチンに対する見解をお伺いいたします。

B型肝炎とは、B型肝炎ウイルスの感染によって起こる肝臓の病気で、感染しても、一定期間の後、生体から排除されて治る一過性のものと、持続感染、よくキャリアと言われますけれども、とって肝臓にウイルスがすみつくものの2種類があります。このキャリア化する危険性が高いのが乳児や就学前の児童です。

1985年から母子感染予防事業が開始され、感染をしている妊婦から生まれた子供には感染防止処置が行われています。B型肝炎は、毎年5,000人以上の新規感染者が想定されております。小児では、母子ではなく、母子以外の水平感染が35%を占めています。子供はキャリア化しやすく、1歳未満で感染すると90%がキャリアとなります。子供の場合、尿、唾液、涙、汗からの高濃度のウイルスが検出されるので、集団生活により水平感染が起こる可能性があります。しかし、1歳未満でワクチンを接種しますと、ほぼ100%抗体が陽転し、20年以上の長期にわたって予防効果が期待されるものとなっております。近い将来、定期接種化されるであろうと言われているワクチンであります。

また、ロタウイルスは、乳幼児の下痢の主な原因となるもので、激しい下痢の半分近くはロタウイルスが原因であります。感染力が強い症状は、下痢、嘔吐、発熱、まれに脳炎が起き、病院や保育園での集団感染がしばしば報告されております。このロタウイルスワクチンも、今の7ワクチンの次に定期接種化が見込まれているワクチンであります。ワクチンの有効性が高く、公費助成自治体も少しずつふえてきております。生後2か月からのワクチンデビューが必要となり、この2つのワクチンに対し、新規に助成を開始したり、定期接種のワクチンと一緒に周知をさせることができないものではないでしょうか、お伺いをいたします。

4点目でございます。以前にも質問させていただきましたけれども、再度、医療費の軽減策

として、ジェネリック医薬品希望シールを住民に配付してはどうかということについて質問いたします。

愛知県においては、国保加入者の年間医療費第3位の瀬戸市に続き、第1位の犬山市でもジェネリック医薬品希望シールが配付をされました。約1割のジェネリック利用率を3割まで引き上げたいという考えで実施をされております。実現すれば、瀬戸市では最大で2億4,000万円、犬山市では1億3,700万円を抑制できるとしております。

ジェネリック医薬品希望シールは、本当の小さなものですが、これちょっと瀬戸市でいただけてきました。こんな小さなものなので、見えない方が多数かと思えますけれども、健康保険証とかに、またお薬手帳とかにシールとして張るものであります。

本当に希望されない方は張らなくていいわけですが、希望する方が張って、自然に保険証を出したり、お薬手帳を出したりするときに、自分の意思を伝えることができるというものであります。

こういったものですが、こういったものを導入することに対してのお考えはいかがでしょうか。御嵩町で試算すると、どれぐらい削減されるのかということも含めまして、町としての導入に対する御見解をお伺いいたします。

議長（谷口鈴男君）

民生部長 田中康文君。

民生部長（田中康文君）

それでは、大沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

御質問は、命を守る施策について4点の御質問であります。

第1点の御質問は、胃がん撲滅を目指して、胃がんリスク検診の導入についてであります。

議員御説明のとおり、日本人の死因第1位であるがんのうち、がんの部位別死亡者数は、肺がんが続いて胃がんが第2位となっており、年間約5万人の方が命を落としておられます。

胃がんのみならず、胃炎、胃潰瘍の発症の要因として知られているのがピロリ菌、これはヘリコバクターピロリ菌という細菌で、日本人の約6,000万人が保菌しており、50代以上では約7割の方がこのピロリ菌を保菌していると言われております。

これまで、胃炎、胃潰瘍、そして最悪のケースとしての胃がん発症に大きくかかわっているこのピロリ菌の除菌治療は、胃潰瘍など特定疾患にかかっていない限り、健康保険が適用されず、自己負担となり、高額な医療費が大きな負担となっておりました。

ピロリ菌が胃がんの主因であることが明らかになり、研究が進んだ結果、平成25年2月21日からはヘリコバクターピロリ感染胃炎が新たに保険適用となり、特定疾患に罹患していなくても、内視鏡検査でピロリ菌の感染が確認された場合、誰でも除菌のための保険治療を受けられ

るようになりました。

御質問にあります血液検査による胃がんリスク検診がより効果的である上に、簡便な手法として注目を集めています。しかしながら、現行のがん、胃がんも含めてなんですが、検診については厚生労働省から示された健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業として位置づけられ、実施している事業で、その検査項目についても、現在、病状、既往歴、家族歴、過去の検診受診状況などの問診と、胃がんの疑いのあるものを効率的にスクリーニングするための胃部エックス線検査、エックス線写真読影、受診者への速やかな通知等々を定めたがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に基づき実施しているものであります。

議員の御質問の胃がんリスク検診の導入と助成につきましては、その有効性等が十分検証され、現行のがん検診実施のための指針における胃がん検診の方法等の見直しがなされるなどする際に検討していきたいと考えておりますので、御理解をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、第2点目の御質問は、大人の風疹予防接種に公費助成を求めることについてであります。

風疹予防接種は、現在、幼児期の生後12カ月から24カ月未満の男女児を対象に1回目の風疹ワクチン接種を、そして小学校入学前1年間に2回目の接種を行っております。また、22歳までの男女については、風疹あるいは麻疹、おたふく、風疹の3種混合ワクチンの2回接種が行われており、抗体価も十分有していると言えます。しかしながら、23歳から33歳までの男女については、接種機会が1回のみであったことや、接種について努力義務となっていたことにより、十分免疫抗体価があるとは言えない年代であります。

風疹の流行は、ことしの3月末時点で既に昨年の報告数を上回り、全数報告疾患となった平成20年度以降、最も早いペースで報告数がふえている状況となりました。5月26日時点での風疹患者報告によると全国で8,507人と、平成24年同時期の累計報告数234人の約36倍の発症状況となっています。岐阜県では、10人発症という数値となっています。

将来を担う子供たちの健全な出生に向け、各自治体が取り組み、本町を初めとして、ほとんどの自治体が6月岐阜県議会の助成に係る補正予算の上程と議決の流れを受け、県からの助成によるワクチン接種に向けた取り組みを7月1日から開始するよう、準備を整えているところであります。岐阜県は、接種対象者を風疹罹患歴がなく、風疹ワクチン接種の履歴がないもののうち、女性については平成2年4月1日以前生まれの妊娠を予定または希望している女性で、男性については風疹抗体を十分に保有せず、妊娠している女性の夫、胎児の父親として実施することとしており、県の助成を受ける条件である医師会との委託契約を行うに当たり、当町では可児市と医師会が一本である関係等を踏まえ、可児市とも協議し、県の示す対象者に助成を

行う方針であります。助成額は1人当たり5,000円で、そのうち2,500円が県費の助成となります。予防接種費用から助成額5,000円を差し引いた部分を個人負担していただく予定です。岐阜市、本巣市、美濃加茂市のように、全額助成を行うという計画ではないことを御理解いただきたいと思っております。

本町における現在の対象者数は、23歳以上39歳未満の女性1,791人、これに平成24年の国立感染症研究所における調査で算出された当該年代の十分な風疹抗体を保有していない女性の割合11.2%を掛けて得られた数値201人と、男性160人、これは年間出生数を胎児の父親とみなしての数字であります。これに同年代の男性で十分に抗体を保有していない割合23.1%と、女性の割合11.2%を掛けて得られた数値4人の合計205人と想定しております。

なお、風疹ワクチン接種に関して、当初予算に計上はなされていませんが、衛生費の中の予防費の委託料にて当面对応させてまいりますが、不足が生じてまいりますので、しかるべき段階で補正予算を計上させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、第3点目の御質問は、今後、定期接種化が望まれるB型肝炎ウイルス、ロタウイルスへの見解についてであります。

B型肝炎ウイルスは、世界の多くの国では定期接種となり、WHOは1992年、B型肝炎の感染源の撲滅と、肝硬変や肝臓がんなどによる死亡をなくすために、子供たちに対して生まれたらすぐB型肝炎ワクチンを国の定期接種として接種するよう指示しています。そして、ほとんどの国で定期接種になっていて、日本でも定期化が望まれているワクチンの一つに上げられているものと認識しております。

B型肝炎は、B型肝炎ウイルスに感染している人の血液、または体液を介して感染します。感染経路は、主にB型肝炎ウイルスに感染している母親から生まれた子供への感染である母子感染と、それ以外による感染である水平感染があります。昭和60年から開始されたB型肝炎母子感染防止事業として、母子感染を減らすため、妊婦の抗体検査が公費で行われるとともに、B型肝炎抗原陽性妊婦から生まれた子供に対し、ワクチンの接種が行われ、母子感染した子供から集団生活の場などで水平感染を減らすことができるところであります。

しかしながら、議員御指摘のように、母親以外の家族や集団の生活の中で水平感染を防ぐには、乳幼児時期に感染しない状況、すなわち抗体を有するための予防ワクチンの接種が有効であり、乳児の予防接種のスケジュールに組み込む定期的予防接種化が医療関係者からも望まれております。

また、ロタウイルスワクチンは経口接種で、生後2カ月から4カ月の間にワクチン接種によって異なりますが、2回から3回必要となります。このワクチン接種は経口であり、子供さんへの負担は少ないものですが、現在、1歳未満の子供へのワクチン接種はヒブ、小児肺炎球菌、

4種混合、BCGなどがあり、これらの予防接種ワクチンを複数回接種することは、小さなお子さんたちに、経口とはいえ病気予防のために非常に負荷をかけることがどうなのか、議論がなされているところです。

B型肝炎ワクチン、ロタウイルスワクチンともに、日本小児科学会等が予防接種を定期化し、確実に幼い子供の時代に抗体価を有するよう推奨しているところであり、このワクチンの定期接種につきましては、今後、国や県の対応の推移を見ながら、町としての対応を検討してまいりたいと考えております。

なお、定期予防接種の実施に当たってお知らせなどで、当該感染症とその予防や効果についての周知ができないものかとの御質問についてですが、町のホームページや広報紙、あるいは保健センターにおける各種健診時、さらには予防接種実施の周知の中でお知らせすることは可能かと考えております。

最後の4点目の御質問は、福祉医療費、国保医療費を軽減するため、ジェネリック医薬品希望シールの町民への配付についてであります。

年々増大する医療費をいかに抑制していくかは、御嵩町だけの問題ではなく、日本全国全ての保険者に共通の課題であります。

医療費を抑制するためには、まずいつまでも健康で、病院にかからないようにするために、保健・介護予防施策を充実していくことが大切であると考えております。

次に、病院等に通院し、薬などを処方されますが、その際に効き目が同じであるならば、医師との相談の上、ジェネリック医薬品を使っただき、少しでも医療費を安くするよう、一人一人が気をつけることが有効であると考えております。

今回、御嵩町においては、以前、大沢議員さんからもこうした提案を受けておりましたので、地元の医師の方と御協議をさせていただき、また可児市の動向も見ながら、実施を前提に事務を進めてまいりました。その結果、可児市においても同様のシールの配付を行うとの情報も得ましたので、御嵩町も可児市と同じくシールの配付を行うことで、ただいま準備を進めております。シールの配付は、本算定時に保険税納税通知書を発送いたしますが、その中に同封して被保険者の方に配付する方法で行う予定であります。

あわせて、保険長寿課窓口にもシールを置いておき、必要な方にお持ち帰りいただくことも予定をしております。

また、シール配付以外の医療費抑制のための方策として、平成24年第3回臨時会で安藤議員からの御質問中でも御答弁させていただいておりますが、国保の方で今年度からジェネリック医薬品にした場合はどれくらいの差額が出ますよ、安くなりますよという通知を6月と12月に出す予定をしております。この件につきましては、「ほっとみたけ」6月号及び御嵩町ホーム

ページにも掲載させていただきましたので、後ほどごらんいただければと思います。この通知は、昨年度、県内で20の保険者が実施しましたが、今年度からは岐阜県内の全ての市町村国保で通知を実施するということになりました。こうした取り組みにより、ジェネリック医薬品の周知とジェネリック医薬品への移行を進めてまいります。

なお、こういった施策を行うことにより、ジェネリックに移行した場合の医療費の抑制の効果につきましては、岐阜県国民健康保険団体連合会のほうに数値等の確認をいたしました。同様の質問が複数の保険者から寄せられているとのことでありましたが、現時点で数値の把握はできませんが、システムを改修している最中とのことであり、8月には数値的な資料が提供できる予定であるとの回答をいただいております。岐阜県国民健康保険団体連合からより資料が届きましたら、議会のほうへ報告させていただきますので、よろしく願いをいたします。

以上で、大沢議員への答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

御答弁ありがとうございます。

今の風疹の予防接種のお話ですけれども、医療の問題になると何かと医師会ということが出てきてまして、可児市と御嵩町が同じ可児医師会でありますので、その辺の調整というのが大変難しいかと思えます。

きょうの新聞によりますと、可児市は助成額未定というふうに載っておりましたので、現在、どのような形で進めておられるのかちょっとわからないんですけれども、もしかして可児市が全額助成となるようなことはないかもしれないんですけれども、なった場合は、御嵩町もそろえて全額助成という方向転換することはあり得ることなのでしょうか。全額助成を求める者として質問いたします。

議長（谷口鈴男君）

民生部長 田中康文君。

民生部長（田中康文君）

政策的なことですので、私の判断だけでは何ともならないんですが、先ほど説明させていただきましたように、医師会が可児と御嵩が同一でありますので、同一歩調という形をとっていくような形になるかなというふうに考えております。以上です。

[10番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

そういった方向で、町長よろしいですか。

議長（谷口鈴男君）

御嵩町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

突然の御指名であります。担当部長が申し上げたように、可児市との関係で、可児医師会との討議も進めておりますので、横並びにしていきたいと考えております。ただ、御嵩町だけ横出し、上乘せはしないという方針で行きたいと思っておりますので、きょうの答弁も、逆に可児市側も意識をしておみえになると思いますから、また全く違う答えはされないとは思っておりますので、また変わりましたら、皆さんには御報告申し上げたいというふうに思います。

[10番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

突然質問させていただいて申しわけございません。

可児市の医師会と横並びで行くというお話ですので、よろしく願いいたします。

また、ジェネリック医薬品の希望シールにつきましても、実施していただけるということでございますので、ありがとうございました。

次に、2点目の質問でございます。

以前から問題になっておりますイノシシの防除についてお伺いいたします。

最近では、住宅地にまで出没するようになりまして、身の危険を感じるというお声が届いております。この方は、ここ二、三年、何とかイノシシを駆除したいと思い、ユンボで自分の土地であります山を整備したり、ヤギも飼って雑草を食べさせ、イノシシが寄ってこないようにということで、やはりヤギはかなり効果があるようでございますので、1匹です。まだその1匹の周りだけ来ないという状況になっているようであります。

いろいろと考えながら手を尽くしてみえますが、このところ、イノシシは子供を連れて、またうろうろするようになったとのことでもあります。

担当課に相談したところ、狩猟免許を取るようと言われたそうですが、この6月4日から捕獲隊による駆除も始まっているようであります。狩猟免許を取れば、個人で捕獲できるものなのでしょうか。聞くところによりますと、この防止対策といたしまして、山県市においては、鳥獣被害防止計画が策定され、対策に取り組んでおられます。旧伊自良村の一自治会では丸ご

と地域を防止柵で囲っております。人間のほうが囲われてしまったようになるかもしれませんが、この防止柵を取りつけるに当たって、中山間地域等直接支払交付金で対応されているということで、今まで3年間、毎年500メートルずつ防止柵を設置しているということであります。

私も、町内のこの困っている方の現場を見せていただいたところ、やはりイノシシのすんでいるところと住宅地の境に柵を設置したらいいのではないかなという様な気持ちになりました。

担当課としては、このように住宅地にまであらわれるようになってきたイノシシについて、住民の声をどう受けとめてみえますでしょうか。また、現状と今後の対策についてお答えください。お願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

建設部長 奥村悟君。

建設部長（奥村 悟君）

おはようございます。

自称イノシシ議員と名乗られる上之郷の植松議員の過去の質問がありましたけれども、大沢議員が質問ということで、少し驚きとともに、鳥獣の被害が御嵩町全体に広がっているのだということを痛感しております。

それでは、大沢議員の御質問にお答えいたします。

私への質問は、イノシシ対策についてであります。

住宅地にまであらわれるようになってきたイノシシについて、住民の声をどう受けとめているかについてですけれども、担当課として、住民一人一人の声を聞いて、真摯に対応していくことが大切だと思っています。

全国の鳥獣による平成22年度の農作物被害は239億円で、イノシシと鹿による被害が最も多く、全体の約3割を占めています。このように、有害鳥獣による被害は、全国的に深刻な問題となっています。

岐阜県では、平成23年度の被害額は約3億4,000万円で、全国の16番目となっています。本町でも、平成24年度において、年間を通してイノシシによる被害が発生し、特に上之郷の大久後、綱木などの山間地や伏見の洞、山田など山沿いの平地に集中しています。水稻や野菜などの農作物のほか、水田の畦畔やのり面の掘り崩しの被害が増加しています。その被害額は、面積にして5.7ヘクタール、金額にして230万円で、年々増加傾向にあります。

私の畑でも、この5月中旬にジャガイモがイノシシに荒らされ、3分の1がだめになりました。早速、妻と2人で2時間かけて畑全部を防止ネットで囲みました。それ以来、イノシシには荒らされていません。ことしは、タケノコが不作で、人里の畑までおりてきて、どこの地区

でもジャガイモ畑が荒らされているようです。議員御指摘のように、最近、住宅地など市街地近くまで出没するようになったと聞いています。先日も、三重県のJR紀勢線で列車が線路に侵入したイノシシを引いて急停車したという新聞記事を読みました。このように、被害は農業だけでなく、多方面へ広がっています。

イノシシは元来臆病で、警戒心の強い生き物ですが、人なれが進むと昼間でも出没するようになり、人との力関係で夜行性にも昼行性にもなると言われています。

イノシシ対策については、侵入を防ぐことと、捕獲をすることの両面からの対策が必要と考えます。侵入防止には、電気防護柵やネットが効果的であり、個人がばらばらに柵を設置するよりも集落全体を共同で囲むことがより効果があると思います。今年度、伏見地区で、国の交付金を活用して、モデル的に山際に緩衝帯として防護柵を1,500メートル設置する事業を要望しています。農作物の被害に対しては、電気防護柵、ネットなどの侵入防護柵の設置に、その費用の一部を補助していますが、農業者を対象としていますので、御理解ください。

捕獲については、環境省所管の鳥獣保護法、農林水産省所管の鳥獣被害防止特措法により被害防止計画を踏まえて捕獲するよう規定がなされ、本町も鳥獣被害防止計画を策定して、この計画に基づき捕獲隊による捕獲を町内全域で実施しています。今年度は、6月4日から開始し、七十数基の捕獲おりを設置して捕獲を行っていきます。毎年200頭前後のイノシシを捕獲していますが、捕獲する頭数よりも生まれる頭数のほうが多いことから、なかなか被害が減らないのが現状です。最近では、人里に近いところまで侵入することから、例年より捕獲開始を早め、鳥獣保護区内での通年捕獲を実施していきたいと考えています。

人間の居住地域への侵入も頻発し、人の生命・身体への危険も現実になってきたことから、鳥獣被害防止特措法が昨年の3月に改正され、鳥獣保護法は前回の改正から5年が経過していることもあり、改正を見据えて、国の中央環境審議会の鳥獣保護管理小委員会で議論を始めています。

長い歴史の中で、生態系のバランスを保つため、鳥獣の保護は必要ですが、現状ではそれを超えていることから、被害が拡大して、生態系にも深刻な影響をもたらしているのが現状です。よって、鳥獣保護法の改正が待たれるところです。

農林課としましては、耕作放棄地や里山の適切な管理、未収穫物の早期処理、生ごみの適正処理などの啓発を行い、被害軽減に対する知識の普及に努めていきたいと考えています。

以上で、私の答弁とさせていただきます。

〔10番議員挙手〕

議長（谷口鈴男君）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

ありがとうございます。

お聞きしたいんですけども、先ほどお尋ねいたしました狩猟免許を取ってくださいと担当課のほうからも言われたということで、取るようにしているそうなんですけれども、取れば個人で捕獲できるものなのでしょうか。

議長（谷口鈴男君）

建設部長 奥村悟君。

建設部長（奥村 悟君）

狩猟免許を取りますと、一応捕獲隊が今やっている鳥獣捕獲でなくて、11月から3月までの猟期の期間に、個人みずから捕獲ができるということでありますので、御理解ください。

[10番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

それと、先ほどの補助の対象、ネットとか電気柵とか保護柵をすとしても、農業を営む方が対象になるということでありますので、今回は住宅地のところでいろんな被害、また住宅の中をうろろ歩いている、子供とかに被害があったら困るからというお声もいただいておりますけれども、例えば自治会全体で、その自治会と山との間を柵をつけるとか、そういった場合でも補助を出していただけるのか。今は個人のところにも被害は及んでいるわけですので、そういったことで農業を営む方だけじゃない部分にも補助ができるような体制というのは組めないものなのでしょうか。

議長（谷口鈴男君）

建設部長 奥村悟君。

建設部長（奥村 悟君）

あくまでも農林課としましては農業者が対象ということでありますので、その周辺に水田だとか畑だとか、そういったものも含めて周囲を囲むという形になれば、それはよしとしますけれども、ただ住宅の中だけというのはなかなか難しいものがありますから、そういったことについては、自治会で一遍相談していただきながら、自己防衛の形で取り組んでいただければというふうに思いますし、農林課としても、そういったものについてはいろんなアドバイスはさせていただきますので、よろしく願いいたします。

[10番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

ありがとうございました。

では、窓口に来られましたら、しっかりとアドバイスしていただいて、町民の方の声をしっかり受けとめていただいて、御指導していただき、安心して暮らせるようにしていただきたいと思ひます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（谷口鈴男君）

これで大沢まり子さんの一般質問を終わります。

引き続き一般質問を行います。

2番 山口政治君。一問一答方式の申し出がありましたので、これを許可いたします。

2番（山口政治君）

お許しをいただきましたので、2点ほど質問させていただきます。

まず1点目ですが、森林所有者の明確化といひますか、森林所有者の不明対策について伺ひます。

高齢化や過疎化の影響からか、森林の所有者が不明となっている箇所が増加しているようです。相続、あるいは転売があつても、森林の価値に対して登記手続のコストが高過ぎて、そのまま放置されているのもその一因のようです。

上之郷地区だけではないかもしれないんですが、高度成長期に別荘地として分譲された森林を県外の方が多数取得されました。その別荘地、森林を、最近、多く転売されているというようなお話も聞いておひまして、実際、どの程度転売されたのかは把握しておらないんですが、その森林の一部には土砂災害警戒区域の中にもありまして、その麓の住民の方々は大変不安を抱いておられます。資源保全、災害復旧、治安等も含め、森林の所有者の明確化は必要なことだと思ひます。

そこで2点ほど伺ひます。

森林所有者の把握はどの程度可能なのか。また、町内在住の地主の方であつても、代がわり等で自分の森林、山林の境界がわからないというお話をよく聞きますが、現在行われております地籍調査がいつごろまでかかるのか。いずれは所在不明の山がいっぱいできちゃうんじゃないかと心配しておひます。その2点、お答えいただきます。

議長（谷口鈴男君）

建設部長 奥村悟君。

建設部長（奥村 悟君）

それでは、山口議員の御質問にお答えをいたします。

私への質問は、森林所有者の不明対策についてであります。

御嵩町の森林面積は3,379ヘクタールで、総土地面積の59.7%を占めています。そのうち町有林は856ヘクタール、私有林は2,523ヘクタールで、私有林は森林面積の74.7%になっています。私有林は、共有林であったり、個人の山であったり、まちまちであります。

1点目の、森林所有者の把握はどの程度可能かであります。

現状では、法務局の登記簿謄本、税務課の土地台帳、農林課の森林簿により確認することができます。しかし、前の所有者から現在の所有者への届け出が完了していないと、以前の所有者のままで正確な把握ができないのが現状です。個人の財産でもありますので、町が踏み込んで調査するというのは難しいものがあります。

平成23年4月の森林法の改正により、平成24年4月以降に森林の土地の所有者となった方は、市町村長への事後届け出が必要となりました。この改正は、個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した場合は、面積にかかわらず土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村長へ届け出することとなりました。この制度は、森林の所有者がわからないと行政が森林所有者に対して助言ができない、森林組合などの林業事業者が間伐などをする場合に、所有者に働きかけて森林を集約化し、効率を上げられない、こういったことから、森林の土地の所有者の把握を進めるため、森林法は改正されました。このことにより、平成24年4月以降の新たな森林所有者については、把握が可能になりました。

本町では、平成24年4月以降、ことしの5月末までに17件の届け出があり、内訳は、相続と贈与によるものです。

2点目の、町内在住の地主でも、森林の境界等わからないと聞くが、地籍調査が完了するのはいつごろになりますかであります。

地籍調査は、昭和26年に国土法が制定され、その年の11月から全国で実施されていますが、岐阜県では、現在28の市町村と1つの森林組合で実施されています。その進捗率は、平成25年3月末現在で15.2%であり、全国平均から見ても大分低くなっています。

さて、本町では平成13年度に要望調査を行って、翌年、平成14年度から着手しています。事業の進捗率は、平成25年3月末現在で6.4%であり、県全体から見ても低い状況です。伏見の高倉台、旭町、東町、上之郷の前沢、宿、谷、御嵩の北山などで行ってきました。地籍調査は、境界確定の有効な手段ではありますが、土地所有者など関係者の相互の合意の上でないと境界が決まらない。法務局の図面は、制度上問題のあるような昔の図面をもとにしている場合が多く、現状と大きく異なり、基礎資料になりにくい。土地所有者の高齢化などにより、山林へ入ることもなく荒廃も進んで、土地の境界の確認に必要な人証や物証が失われつつあることから、

調査には多くの時間と手間が必要であり、なかなか進んでいないのが現状です。

本町のこれまでの実績から試算しますと、このまま毎年調査をしていきますと、御嵩町全体が完了するまでに約170年かかる計算になります。議員お住まいの大久後自治会も、平成13年に要望書を提出しておられますので、実施のありなしについて一度御検討いただければと思います。

以上で、私の答弁とさせていただきます。

[2 番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

2 番 山口政治君。

2 番（山口政治君）

ありがとうございました。

届け出が必要となるように改正されたということで、外国資本の影響を受ける前に、できるだけ早い段階で明確化ができればよいと思います。

それでは、次に移らせていただきます。

2 点目ですが、農地の有効利用、優良農地の利用促進について伺います。

昨年質問させていただいた際に、耕作放棄地の質問をさせていただいたんですが、その際に、耕作放棄地対策事業補助金という制度があって、その利用をしていただきたいというお答えをいただいたんですが、その補助制度の有効活用について伺いたいと思います。

まず1 点目に、昨年度、この耕作放棄地対策事業補助金、これを活用された方はどの程度あるのか。また、耕作放棄地対策事業費補助金交付要綱の第1 条の中で、荒廃農地の発生防止及び抑止、解消を図るという文言があるんですが、現在、優良農地として耕作されている方が耕作が難しくなって、かわりの方が維持管理をしてもいいよという意思表示をされた場合に、この補助金をその方に活用していただくことはできないのか、その辺を伺いたいと思います。

議長（谷口鈴男君）

建設部長 奥村悟君。

建設部長（奥村 悟君）

それでは、山口議員の2 つ目の御質問にお答えします。

平成24年度に農業委員会が調査した御嵩町の不耕作地を含む耕作放棄地は全体で6.5ヘクタール、農振農用地、いわゆる優良農地では5.2ヘクタールになっています。このような耕作放棄地解消のため、平成22年4 月から御嵩町耕作放棄地対策事業補助金を活用して解消を行っています。

1 点目の、昨年度耕作放棄地対象事業補助金の活用はどれだけありましたかであります。

平成24年度の申請は5件で、1万2,488平方メートルの農地に22万5,960円を交付しています。

2点目は、優良農地の維持管理にこの補助金が活用できないかという質問だと思いますが、この要綱では、耕作放棄地の発生防止及び抑止、並びに解消を図るために行う耕作地への復旧及び維持管理に係る費用に対して補助金を交付するとしています。その対象農地は、御嵩町農業振興地域内の農地で、御嵩町農業委員会が耕作放棄地として確認した農地に限ります。耕作できる状態にして、今後維持管理することで優良農地として活用することを目的としていますので、もう既に耕作している農地、耕作可能な農地へは交付対象になりませんので、御理解ください。

優良農地について、担い手がない、高齢化で耕作できない場合、貸してもよいという所有者があれば、農業委員会へ申し出により意思確認を行って、意欲のある農業者に一定の期間を定めて、農地の利用についてあつせんさせていただきます。

以上で、私の答弁とさせていただきます。

[2番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

2番 山口政治君。

2番（山口政治君）

この要綱の拡大解釈をしていただくとありがたいと思ったんですが、無理であるということでしたら、別に優良農地の有効活用を図るためにも、別の施策を検討していただければありがたいかなと思います。

いずれにしても、荒れてから補助金を出してきれいにするよりも、荒れる前に有効に使っていただければありがたいと思っております。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（谷口鈴男君）

これで山口政治君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

なお、再開予定時刻は午後1時といたします。

午前11時46分 休憩

午後1時00分 再開

議長（谷口鈴男君）

休憩を解いて再開をいたします。

午前に引き続き一般質問を行います。

3番 安藤雅子さん。

3番（安藤雅子君）

お許しをいただきましたので、質問をします。

伏見児童館についてお尋ねします。

伏見の児童館については、設計計画が進行中と思いますが、25年度当初予算で709万5,000円的设计費用が計上されています。中身については今後の議論に委ねると説明されていますが、現在、どのような状況になっておりますでしょうか。

当初の計画では、児童館の機能にあわせて世代間交流、介護予防、避難所などの機能も持たせた多目的施設として位置づけています。町内の公共施設の老朽化が進んでいる現在、この考え方はとても重要で、これからの施設計画には必要不可欠なものだと考えます。

そのためにも、多様な御意見をいただきながら、より充実した施設づくりを目指すことが重要と思いますが、現在の段階では、中身については議会と協議されておりません。設計の段階で十分に協議をしておくことが大切だと考えますが、この点についてはどう考えてみえますか。

介護予防の部分については、現在、健康館で行われている介護予防事業が効果を上げているため、健康館と同じマシンを設置予定と聞きます。どのような効果が上がっているか、お聞かせください。

また、この成果はマシンを使っているからだけでなく、看護師や指導者など知識のある専門家がついて、効果的な運動を継続させる手だてがとられているからと考えます。マシンを設置するのであれば、これらのマンパワーも事業計画の中に入れなければ同じような効果は望めないのではないのでしょうか。

介護予防、地域の健康づくりを目指すのであれば、マシントレーニング以外にもステップ盤、バランスマット、バランスボール、ストレッチボールなどなどを使っての運動や、DVDの活用、また現在行われているいきいき健康体操の利用など、もっとリーズナブルに、利用者にとって来やすくてできる運動はたくさん考えられます。

また、マシンを設置することにより、子供が入れない部屋ができ、本来の目的である児童館の機能にも支障が出る可能性も考えられます。施設管理、マンパワーの確保、その後のランニングコストなど、十分な調整と協議が不可欠です。費用対効果も含めて、しっかりとした検証が必要と思いますが、この点についてどう考えてみえますか。

現在、健康館の利用を見ると、使われていない時間も多くあり、ここをフルに活用できる状況、これは健康館まで通う交通手段も含めてですが、この状況ができれば、町内におけるマシントレーニングの場は健康館だけで十分ではないかと考えます。多額のお金を使って2つ目のマシン設置を考えるより、健康館のフル活用の工夫が先決ではないのでしょうか。御答弁よろし

くお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

民生部長 田中康文君。

民生部長（田中康文君）

それでは、安藤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

御質問は、伏見児童館について4点であります。

第1点目の御質問であります伏見児童館改築の実施設計に向けて、現在の進捗状況について及び第2点の御質問であります児童館を多目的施設として位置づけているが、内容について議会と協議、調整がなされていないので、設計段階での議会と十分な協議をとということについてであります。

伏見児童館が建築後既に40年を経過し、施設全体に老朽化が進んだ上に、施設構造上の問題で耐震対応が不十分であることから、改修のあり方について検討を行った結果、災害時の避難施設としての位置づけ、伏見地区に数少ない地域交流の場の創出、介護予防の拠点施設などを柱に、多目的、複合的施設として位置づけ、整備する方針を固め、本年度で施設の姿を明確化し、平成26年度で工事着手、完成を目指し、現在、関係部局と調整を行い、町としてどのようなものにするかを固めているところであります。

内部的には、多目的、複合的施設として伏見児童館をつくり上げる上での問題点の洗い出し、事業担当課となる福祉課と連携する保険長寿課などとの連絡調整体制など、協議を行っているところであります。

加えて、現在、指定管理を行っている社会福祉協議会の児童館職員からの現行施設使用上の問題点、ふぐあいも含め、今後、児童館をつくり直した際の姿を想定したヒアリングを実施しております。

児童館に求められる姿は、18歳未満の全ての子供を対象とし、遊び及び生活の援助、地域における子育て支援を行い、子供を心身ともに健やかに育成する場所であります。その実現のためには、児童館関係者が実施する児童館の業務のみならず、児童館を地域の方々に支えていただける環境づくりが寛容であり、子育て中の家族や子供たち、御高齢の方が気楽に集える場所となることに主眼を置くとともに、避難所としての機能、介護予防拠点となる筋力トレーニングセンター機能も持たせ、世代を超えて多くの方々に足を運んでいただける施設となるよう、内部協議を重ねているところであります。

現在までに協議し、ある程度の方向性が出ている内容をここで紹介しますと、まず児童館として備えておかなければならない設備として、集会室、遊戯室、図書室、事務所があります。この設備については、現行児童館設備として設置してあるもので、今回、使い勝手などを勘案

し、設備の充実を図る計画であります。

また、ぽっぽかんのサロンをイメージした高齢者や利用する子供たちが交流できるスペース、幼児と保護者が安心して使用できるスペースを設ける予定で調整を図っているところであります。

また、伏見地区での介護予防拠点として筋力トレーニング施設も設けるわけですが、現行の健康館スペースは確保しつつ、利用上のふぐあいを解消する目的で、トイレ、ロッカールーム、機器の収納スペースを付加する予定であります。この筋力トレーニングスペースに導入を予定しています機器は、健康館に導入したものと同様な機器を予定しております。

利用の方法については、自由に機器を活用し、健康増進、介護予防に自主的に取り組める状態を創出する計画であります。

新しくなる児童館、筋力トレーニングスペースも含みますが、建物は少なくとも現行スペースより規模の大きいものを目指しており、現在の建物の床面積318.62平方メートルから500平方メートル規模とし、利便性の向上を図るため、駐車場整備を含めた外構工事も設計することとなります。

今後も、数度の内部協議を行い、必要となる設備等、その内容を固めた上で、実施設計の委託業務の発注を行うこととなりますが、めどとして、8月中には発注を実施したいと考えているところであります。

現在、担当部局として、設計の発注については、内部で施設に求めるべき内容をまとめた上で、必須要件を設計業者に示し、最良の提案をした設計業者と契約を行うプロポーザル方式を想定しているところであります。選定した提案を議会にも報告し、御意見をいただき、さらに言うならばパブリックコメントを実施し、広く住民の方々から意見を頂戴し、内容の充実を図る手法も取り入れることも視野に入れております。

いずれにしましても、町で進めております子育て支援、青少年の健全育成、住民の健康増進、介護予防、地域交流の促進、災害時の避難所充実に合致した多目的施設として伏見児童館が生まれ変わるための設計業務を行うものです。ぜひ議員の皆様の前向きな御支援をお願い申し上げます。

3点目の御質問は、介護予防の視点で筋力トレーニングを計画されているが、施設管理、マンパワーの確保、その後のランニングコスト等、十分な調整と検証が必要であるという御質問であります。

最初に、筋力トレーニングについての効果についてお答えいたします。

平成23年度に実施した調査であります。筋力トレーニングを実施した方を対象にしたアンケートでは、姿勢がよくなった、足の出がよくなった、足腰がしっかりとできたという意見が

多数ありました。また、体力測定の結果からも、姿勢の改善、バランス能力、柔軟性、持久力の向上が見られました。これらのことから、日常生活動作がスムーズになり、転倒などを予防することにつながり、介護予防に役立っていると言えます。さらに、心理状況としては、やる気が出てきた、外出したいと思うようになったなどの意見が多くあり、日々の生活に潤いができ、出かける意欲が高まったことから、閉じこもり予防、生きがい対策にも効果的であります。このようなことから、日常生活動作がスムーズになり、転倒を予防することによって介護予防に役立っていると言えます。

また、みたけ健康館の筋トレ教室参加者と一般高齢者との比較であります。平成23年度の筋トレ教室参加者は42名でありましたが、この中で介護保険利用者はゼロ名で、介護認定率はゼロ%でありました。一方、平成23年度末の御嵩町全体の65歳以上の介護認定率は17.4%であります。平成23年度までの筋トレ教室の修了者は272名で、そのうち介護認定を受けられた方は23名で、介護認定率は8.5%であり、先ほどの町全体の65歳以上の介護認定率と比べても半分以下ということで、筋トレ教室の効果はかなりあると考えられます。筋トレ教室やフォローアップ教室のメニューは、筋トレマシンを使つての筋トレはもちろん、軽目の体操や脳トレにもあるような指体操など複数のメニューがあること、また教室に来ることで友達になったりすることで、自然と笑顔になることなど、さまざまな要素があり、それらも含めて、先ほどの効果があるのかもしれませんが。筋力トレーニング教室によるメニューには、効果があると考えております。

また、効果があるのは、看護師や指導者など専門家がついているからであり、これらのマンパワーも事業計画に入れないといけないということに関しましては、まさに御指摘のとおりであると思っております。費用面ですが、児童館2館について、社会福祉協議会に指定管理をお願いしているところですが、平成24年度で町からは1,219万7,000円の委託料を支出しております。また、みたけ健康館の筋トレに係る費用については、スタッフ賃金など552万8,000円の支出があります。なお、筋力トレーニング、フォローアップ及び一般筋トレの教室の参加負担金として107万5,600円の収入となっています。

次に、費用対効果についてですが、平成25年1月分では、要介護1の方は1人当たり月額で7万6,100円、年間にするると91万3,200円、町に介護給付費として費用がかかります。また、要介護5の方は月額で20万5,000円、年間にするると246万6,000円を町は介護給付費として支払う計算となります。介護認定の方がふえればふえるほど、町の負担はふえていくということになります。

先ほど筋トレ教室に通われた方が介護認定率が町全体の介護認定率の半分以下であったと申しましたが、筋肉トレーニング受講者272名の方が町全体の介護認定率である場合は47名とな

ります。47名から筋トレ参加者で介護認定を受けられた方の23名を引いた24名がふえることとなります。例えばこの24名が全て要介護1となった場合は、24名掛ける91万3,200円で2,191万6,800円かかることとなります。これは1年間であります。極端な例かもしれませんが、要介護5となった場合は、24名掛ける246万6,000円で5,918万4,000円かかることとなります。

このように、介護予防を進めることにより、一人でも多く介護認定を受けられる方が減れば、町にとってはメリットは大きいと考えております。この介護度の方を減らしていく取り組みを実施していくことが、介護給付費や医療費の削減へとつながっていくこととなります。

夢いろ体操も介護予防に大変効果的であるということで、積極的に取り組んでおりますし、歯と口腔の健康づくりについても同様であります。

町としましては、この介護予防や健康づくりのところに力を入れていくことが最も大切であると考えております。

平成25年4月1日現在、御嵩町の人口は1万9,103人、65歳以上の高齢者は4,850人で、高齢化率は25.4%、75歳以上の高齢者は2,447人で、後期高齢化率は12.8%であります。また、国立社会保障人口問題研究所が推計した今から12年後の2025年の御嵩町の高齢者、後期高齢者の推計値によると、65歳以上の高齢者は5,817人、75歳以上の後期高齢者は3,328人となっており、今よりもさらに高齢化が進むと予測されております。10年後に高齢者の方のうちどれだけ多くの方が元気でいられるかが課題であります。医療費、介護給付費等の削減のためにできることは、積極的に取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、第4点目の御質問は、健康館のフル活用についての御質問であります。

現在、みたけ健康館の一般筋力トレーニングの開館日は月・水・金の午後6時から9時までです。土曜日・日曜日は午後1時から4時までとなっております。毎日の開館とはなっていません。また、一般筋力トレーニングについては、この施設が介護予防施設であることから、40歳以上が対象であり、40歳未満の方の利用はできない施設であり、曜日や利用者に制約がある状態で、確かに施設がフル活用されていない状況であります。

3月議会の安藤議員の質問の中で、開館時間をふやす、対象者の幅を広げるなどの対策をとるべきではないか、行政で対応することが難しいのなら、民間に委託することも一つの方法だと考えるとの御質問がありました。そのときの答弁でも少し述べさせていただきましたが、民間に委託することも考慮し、町内のスポーツ団体と協議を重ねており、町内のスポーツ団体からはNPO法人格の取得を待ってから回答する状況であるという答弁をさせていただきましたが、このような団体への指定管理等も視野に入れながら、より柔軟なみたけ健康館の活用を検討してまいりたいと考えています。

しかし、ここをフル活用したとしても、御嵩町全域をここだけでカバーすることは地理的な問題もあり、難しいのではないかと思います。現在、みたけ健康館の教室の参加者の8割以上が御嵩・中地区の方であり、車を自分で運転できる方はそうでもないかもしれませんが、運転のできない高齢者にとっては、たとえ送迎を行政が行っていたり、公共交通があったとしても、そこまでしてわざわざ出かけるのがおっくうであったりということで、参加がなかなか難しい状態であると思います。やはり自分の地域にこういった施設があるほうが利用しやすいということが言えるのではないのでしょうか。

確かに議員御指摘のとおり、筋トレマシンは1台当たりが100万以上で、非常に高価ではありますが、先ほど申しましたように、この教室の参加者の介護認定率が全体の介護認定率の半分以下であるという効果などを考え合わせますと、長期的に考えれば、町全体にとって医療費や介護給付費等の経費の抑制、削減につながっていくものでありますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上で、安藤議員への答弁とさせていただきます。

[3番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

3番 安藤雅子さん。

3番（安藤雅子君）

御答弁ありがとうございました。

町のほうも一生懸命町民の健康の維持のために考えて、頑張っていてくださるということであらうと思っております。

私、自分が健康運動実践士として、運動を使つての健康というものに携わらせていただいている関係から、こちらの方面の質問がとて多くなりますが、やはり今の健康館だけでは全域のカバーは難しい。8割が御嵩・中に集中していて、なるべく自分の近くにそういう施設があるというのが望ましいというふうにお話をいただきましたけれども、運動というのはマシントレーニングだけでなく、先ほどの質問の中にも入れましたように、いろんな種類があります。そして、マシントレーニングのニーズというのは、先回の質問でも触れましたが、それほど多くないというふうに考えております。できましたら、マシントレーニングの場をあちこちにつくるというよりは、もっと気楽に楽しく運動ができる環境をつくって行って、考えていただけたらというふうに考えます。

より多くの地域の人を楽しみながら集まれる、大人も子供にも使いやすいよい施設ができる、そういうことを望みまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（谷口鈴男君）

これで安藤雅子さんの一般質問を終わります。

続きまして、9番 植松康祐君。

9番（植松康祐君）

それでは、相当時間が離れていますけれども、久しぶりになりますが、一般質問させていただきたいと思います。

道路の整備について。

八嵩林道の整備についてということで、町長に一般質問をさせていただきたいということで申請をさせていただきましたので、町長、お疲れのところ申しわけないですが、よろしく願いいたします。

それでは、相当前に開通しております八嵩林道の整備をしていただきますよう、町長をお願いいたします。

私は、以前より八嵩林道の整備の必要性を強く感じ、求めてまいっておりましたが、町長の答弁の中では、交通量の関係でなかなか取り組めないとの指摘がございました。八百津町は、八嵩林道をつくったんですが、町道に格上げをし、道幅を広げたり、側溝をつくったり、整備をいたしております。交通量から考えれば、八百津町方面からの交通量のほうが多いのが現状ですが、御嵩町方面からの整備が整えば、御嵩町民の通行量も増すものと確信をいたしております。

平成25年度事業概要で、丸山ダムかさ上げ工事が開始されるので、エコロードは工事用重機の通行量が激しくなり、交通に支障が生じてまいります。また、無水道解消作業も重なり、道路工事で通行どめ等も生じ、町民が非常に困難をこうむります。それを緩和するためにも、行き先工事を行っておくのがよいと思います。

道路側面の下草刈りを進めれば、遊歩道ができ上がり、安心してどちらにでも向かって歩くことができます。御嵩方面からならふれあい予約バスに乗って綱木口まで来て、散歩しながら八百津まで行き、YAOバスに乗って明智駅まで行き、名鉄電車に乗り御嵩に帰れば結構なハイキングコースになり、楽しい一日が過ごせると思います。八嵩林道を町道に格上げし、整備が行われれば、起点では県道につながっており、井尻八百津線ですね。県道につながっており、エコロードにもつながり、マレットゴルフ場や一般ゴルフ場などにもつながり、かなりな利便性が上昇されてまいります。再度お願い申し上げますが、八嵩林道の整備に着手し、地域の発展のみならず、当町の発展活性化のために整備に着手してください。

ということで、質問よりも要望のほうが強いかもしれませんが、いずれにいたしましても林道ができ上がって相当の時間がたっております。

今、余分な話をしますが、八百津町は八百津役場から丸山ダムまでの間で、名古屋に通って

いる人たちが八嵩林道を通って、前沢、津橋、次月を通りまして、土岐へ行っています。当初、八百津の町長から話がありましたけど、植ちゃん、20台ぐらい車が行くで頼むぞと、そういう話でしたが、去年の暮れごろに近くの部落から毎朝50台以上の車が通るが何だろうと。みんな1台に1人ずつかといったら、いや満車で5人乗っておるのもあるし、1人というのは1台もない。最低でも1台に2人乗っている。これが通るよ。だから、通行量が物すごくふえております。同時に、僕のうちの前を今度は左から来て右へ、あれ見たことあるやつが通るなど。瑞浪の人とか土岐の人が、これから飛驒のほうへ行かんならんけど、変な話をして申しわけないですが、御嵩の役場のほうを通っていくと遠回りになるで、いろんな人に聞いたら、あんたのうちの前を通っていったほうが近いでというで来たんやと。だけど、狭いなあと言うんですね。それで、八百津の人たちも自分たちの道路は広いもんで、相当スピードを上げて上がってきますが、途中から狭くなりますので怖いというんですよね。だから、せっかく八嵩林道ができ上がった現状ですので、もっと一般の方々が通れるように、お金はかかりますけど、勘考してあげ、そして何か食べるものでもつくってあげれば、またいろんな人が来てくれるんじゃないかと、そういう感じがいたしますので、町長さん、まことに余分な話ばっかして申しわけないですが、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。よろしくどうぞお願いします。

議長（谷口鈴男君）

御嵩町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

植松議員の御質問にお答えいたします。

答弁のほうはよろしくしたいと思っておりますが、要望のほうにはよろしくなかなか応えられないというような状況かと思えます。

八嵩林道につきましては、まず総延長が3,849メートル、八百津町側が2,846メートル、御嵩町側が1,003メートルということになっております。

この整備については、八百津町と御嵩町の連絡線という色合いが濃くありますので、生活道路に利用されております。本来の林道というよりは生活道という位置づけのほうが強いかなどというふうに考えております。御嵩町では、昭和60年度にはこの八嵩林道を舗装させていただき、また21年度から23年度にかけてはのり面の改良を施しております。大変整備が、ある意味、ほかの林道と比較しても進んでいる林道と考えております。

また、町道への編入については、現在のところ、予定はございません。その理由といたしましては、補助制度を利用しておりますので、少なくとも8年間はその用途変更はできないという事務的なといいますか、制度上の理由がございます。また、後ほどそのほかの理由も述べますが、現段階では考えられないという状況であります。

林道側面を遊歩道にするという御提案につきましても、目的が違ってきますと、この林道についての位置づけが変わってしまいますので、残念ながら遊歩道ということにはならない。8年後以降には何らかの形で考えようと思えば考えられないわけではありませんけれど、現行の制度上はできないという道路であります。

さて、八百津町等との比較ということになりますが、八百津町は電源立地交付金、水力発電分だと解釈しておりますが、この交付金事業として整備を進められました。八百津町も、現段階では林道のままでありますので、御嵩町と同じであります。御嵩町側は、県単の工事の2分の1の補助を使ったり、今後、どういう形で財源を求めるとしたら、辺地債が一番可能性が高いのではないかと。これは、綱木、前沢、大久後、小和沢が対象となる地域になりますが、この辺地債というのは、ある意味、非常に有利な借金となります。充当率が100%、全て借金で賄うということが許される地方債であります。また、返済については、地方交付税の措置率が80%ということですので、事業費の20%をローン返済していけばできる事業が多くあるということになります。大変有利な制度でありますので、今後の財源を求めるとしたら、そのような財源を求めていきたいというふうには考えております。

しかし、植松議員の御希望の町道への移行ということは、今は考えておりません。これまでの制度利用、また利用実績、町民の方々がどのくらい使っておられるかという部分も含めて、今後のあり方も含め、現状のままが望ましいのではないかとというふうに考えております。

理由としましては、今後、大庭台奥の多治見白川線の県道、トンネルが開通すると。数年後には開通し、また道路も使えるようになるということで、八百津町との連絡については一本、幹線が完成するということになります。

また、エコロード、丸山ダム関連の資材搬入道路でありますけれど、この道路が大久後トンネルを通った、その以降、90度に曲がった大変使いづらい道路となっておりますけれど、新丸山ダム関連が今前に進む状況になってきた。そういう状況ができてきましたので、それ以降の橋が2本かかるわけでありまして、かなり大規模な橋が2本かけていただけるということになるかと思っております。それらを勘案しますと、少なくとも八百津町側との連絡については、大変大きな道路が2本できることとなりますので、でき得れば、八嵩林道については現状のままで、事故のないような維持管理に努めていきたいという位置づけでぜひお願いしたいというふうに考えております。

人の流れというものは、これから道路によって大いに変わってくるかと思っておりますけれど、少なくともこの2本の幹線が利用できるようになれば、八百津町の方々の行動半径といいますか、体系というものが大いに変わってくるということが予想されますので、少なくとも無理をして八嵩林道を整備するという段階ではないという判断をしておりますので、大変申しわけありま

せんけれど、そのような形で御嵩町としては県・国の事業に乗っかっていくという形にしていきたいというふうに考えておりますので、ぜひ御理解をいただきまして、御協力いただきたいと思いますと考えております。よろしく願いいたします。

[9 番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

9 番 植松康祐君。

9 番（植松康祐君）

町長、ありがとうございます。

しかしながら、やはりそこに住む人たち、私だけじゃありませんが、その周囲に住む人たちが八百津へ行くにしたって、あるいは飛驒のほうへ行くにしたって、大久後のほうへ回っていったり、それからこっちの中のほうへ回っていったりするというのは本当に遠回りですので、せっかくある道路ですから、今町長のお話の中で、八百津は林道だよと言われますが、林道かもしれません、八嵩町道という名前がついていますので、御嵩町も林道のままで結構ですから、やはり町道にし、道幅を広くして、側溝をつくらないと道路が狭くて、下から勢いよく車が上がってきても、上からおりてくるやつがぶつかる可能性があります。カーブが多過ぎますので。

変な話をしますが、まだ1カ月たっていないと思いますが、物すごい勢いで怒られたんですよ。何を怒られたかという、おい、八嵩林道をもっと草刈りをせよと。ええっ、草刈り全然してないじゃないかと。そんなことはありません。1.5メートルか2メートル草が生えておるじゃないかと。ええっという話ですよ。そうしたら、うちらよりちょっと上で工事をやっておって、材料が足らなくなると八百津へ行ってこいと。じゃあ行ってきます、帰ってこない。2時ごろ行ったもので、このまま向こうを回って御嵩へ帰ったかな、まあいいわと。自分たちも帰っていったら、7時過ぎたら嫁さんから電話で、どこかで御飯を食べているんですか、お父さんいまだに帰ってこんど。何というようなもんですわ。

議長（谷口鈴男君）

植松議員に確認をしますが、再質問であれば再質問できちっとしてください。

9 番（植松康祐君）

再質問です。そうしたら、八嵩林道をおりてとまりますね、八百津で。そうすると、町道が走っていますね。昔、丸山ダムをつくる時に鉄道が引いてあったところ、今町道になっていますが、その向こうに網が張ってあります。あそこに本当は誰が通るのにもとまって、左右を確認して、右でも左でも曲がらないかのに、そのままおりていって右へ曲がったもので、滑って下へ落ちちゃったんですよ。約30メートルか35メートルぐらいのところ。そこに

1.5メートルから2メートルの草が生えておった。だから、その下に落ちているもんでわからなかった。だから、もっと整備してくれという要望があったんです。

ですから、林道のままでも結構ですので、もう少し道のことを考えてやっていただかないといけないと思います。地元の者ばかりじゃなく、先ほどもちらっと言いましたが、瑞浪のほうからも、御嵩の瑞浪に近いほうの人たちもしょっちゅう通っています。ですから、上からも八百津へおりていく、八百津のほうからは、先ほど言いましたように、土岐へ通っています、名古屋へ行くので。ですから、そういう交通量をもうちょっと考えてあげないといかんのじゃないかなと。そういう感じがいたしますので、くどいようですけれども、林道のままでも結構ですので、道路を広げていただきたい。

ほかの町村でも言うんですよ。八百津は町道と言うけれども、何で御嵩町は林道と言う。これはしょうがない。そういうことでやっているの、行政が違うからしょうがないけれども、同じ道だよという話をしていますので、町長、大変厳しいですけれども、考えて、御協力しますので、お願いします。

それから、さっき町長、お答えの中でお話が1つありましたが、エコロードをおりていって、トンネルがありますね、トンネルの前に橋がかかっています。あの橋を今度かけることになっていますが、それで前の山に橋をかけてぐるっと半周して木曾川を渡って八百津へ抜けるという2本の橋をかける予定ですが、県道からおりていくと、上を通りますので、なかなか通りにくいんですよ。ですから、そこら辺のことも考えないといけないし、県道をおりていって、小和沢橋がありますけれども、昔からある橋は、もう今、相当前から通行どめになっています。今かかっている橋はダムができるまでかけた工事用の橋ですので、ダムができ上がったら壊して、また次の工事場へ持っていくという話がありますので、そうするとそれも考えなくちゃならないと思いますが、これは町道じゃない、県道ですので、県で考えてくれると思いますが、そういうことも、町長、お忙しいで大変ですけれども、ひとつお考えいただいて、地域の活性化、発展のために頑張りたいと思います。

上之郷も無水道地区の解消、今一生懸命努力していますので、人口がふえてくれると思っています。何とぞよろしく、お考えがあったらまたお話を聞かせてください。お願いします。

議長（谷口鈴男君）

御嵩町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

林道について、先ほど申し上げたように、八百津町も林道だよと言っていただければそれでよろしいかと思っておりますので、八嵩林道についてはそのまま林道であると。

また、通行に支障があるようでしたら、現状の維持管理というのはやはり責任がありますの

で、しっかりとそのあたりはやっていきたいというふうに思っております。

あとは、先ほど申し上げたように、2本の幹線道路が、八百津との連絡を非常に潤滑にするであろうという考え方はしておりますので、状況が変わってくれば、皆さんも利用の仕方も変わってくるかと思っておりますので、利便性の高いほうに選択肢を持っていただくとというような形をとっていただけるよう誘導してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

[9番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

9番 植松康祐君。

9番（植松康祐君）

くどいお話をして大変申しわけありませんでした。ひとつ、これからもよろしく願いいたします。ありがとうございました。

議長（谷口鈴男君）

これで植松康祐君の一般質問を終わります。

散会の宣告

議長（谷口鈴男君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は6月12日午前9時からの開会予定といたしますので、よろしく願いいたします。

なお、20分後に第2委員会室で議会運営委員会を開催いたしますので、関係議員の方、執行部の方、よろしく願いをいたします。

これにて散会をいたします。御苦労さまでした。

午後1時45分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

